

第2章 災害の社会像

プロローグ

第1節 その時、将軍は？

前例のない大地震という非常事態に、将軍家定はどうしたのだろうか、江戸幕府の重臣たちはどう対応したのだろうか、まず、そのことをみてみよう。直接、将軍の動きを記す記録は現在のところ見られないが、将軍を取り巻く重臣たちの動きを推定すると、将軍家定は無事江戸城の吹上庭園に避難した様子だ。以下、その経過をみてみよう。

1．10月2日地震発生 - 深夜の登城

安政江戸地震は安政2年(1855)10月2日夜四ッ時(10時)頃発生した。記録によっては、五ッ半時(9時頃)とされるものもある。ともかく夜10時過ぎというより、9時過ぎから10時前という時刻と推定され、江戸市中は人びとが寝静まる時を迎えていた。

この地震が起きた時、江戸城を中心にどういう人びとがどのような目的を持ってどのように動いたか、資料でわかる範囲では次のようであったと考えられる。

まず、10月2日の地震発生後の幕府の記録は次のように始まる。

今夜四ッ時(午後10時)ごろ稀にみる大きな地震が発生した。所々で出火したので、紀伊守が四半時打五寸廻り(11時半)登城した……(『幕府沙汰書』『日本地震史料』)

とある。紀伊守、すなわち老中内藤^{のぶちか}信親(越後村上藩)は、地震発生後半時五寸廻り(11時半、江戸城の土圭^{とけい}之間の時刻では、半時=1時間を1尺として10等分し、1寸=6分と換算、5寸は30分となる)に登城した。文中「所々で出火」とあるが、城内出火の記録は残されていない。しかし、記録がないから出火しなかったとは言い切れない。というのは、城内は怪我人、死人は沢山出たが、死骸の処置については、「神に誓って他言せぬように約束させ、死者や怪我人を片付けさせた」(『文化安政震災記』『新収日本地震史料』5巻 別巻2、以下特に断らない限り出典は右の史料集による)とあるからである。江戸城中のことは他言無用という原則は徹底して守られた。饒舌な江戸の記録類にも城中の被害のようすはなかなか登場しない。

城内の破損箇所は、その修復費用12,900両(15億4,800万円)とされるが(『村垣淡路守公務日記』)、ほとんどが破損箇所の修復であつたらしいから、「所々で出火」

とは城内ではなく、城外の火災を指したものとしてよいかもしれない。

さて、おいおい老中、若年寄も登城し、八ッ時過ぎ（夜中の2時頃）將軍家定は、錠口 - 表 - 玄関を通過して吹上庭園に立退いた（図2 - 1「江戸城内と大名小路の重臣屋敷」）。ほとんどの在府の大名、その家族らは一旦邸内の庭に避難したという記録が見られる。江戸城に限らないが、大名屋敷内の庭園は、非常時の避難場所という機能があったのであろう。特に泉水の利水機能は、建蔽率の高い大名屋敷での、火災や地震の際の避難場という考えが当初から盛り込まれていたと考えられる。

吹上に避難する將軍には老中、若年寄が付き添い、明六ッ時（朝6時頃）までそこに留まり、西桔橋^{にしはね}を通過して戻ったとある。老中阿部伊勢守正弘・若年寄遠藤但馬守胤緒^{たねお}は城内を見廻り、そして、朝6時半頃退出した。

ところで、彼ら老中や若年寄らの役宅は大名小路および西丸下にある。図2 - 1の範囲のうちにある老中、若年寄、寺社奉行の役宅の場所を示しておいた。ここは江戸地震の被害のもっとも激しかった所であった。

図2 - 2は、町奉行井戸対馬守覚弘^{さだひろ}が、町年寄喜多村^{きたむら}、同じく町年寄樽^{たる}の手代、それに絵図役、地割役などを使って、10月4日から10日の間、三手に分かれ、市中の焼失地域を調べたもののうちの大名小路辺の焼失地域図である。黒点は出火点、朱色は焼失範囲を表わす。資料（写本）ではそれぞれ朱点・朱線で示されている。安政2年（1855）地震発生時、どこから出火したか、また、どのような屋敷配置であったのかがわかる貴重な資料である。

この調査を裏付ける史料として、死者79人、上屋敷と添屋敷^{そえやしき}（上屋敷などに接する屋敷）を焼失した鳥取藩では、10月4日焼失場所調査に赴いた井戸対馬守組の与力などを藩の役人が案内していることが記録に残されている。

さて、この図に挙げられた大名の被害状況を表2 - 1「安政江戸地震における大名屋敷の被害状況」に示した。米沢藩上杉弾正大弼^{だんしょうだいひつなりのり}齊憲（図2 - 2 no.14）を除いて、この付近のほぼすべての大名屋敷、定火消の松平采女^{うねめ}忠受（同 no.39）、町奉行井戸覚弘の役宅（同 no.55）を含め、全焼から大破まで差はあるものの被害を蒙ったことがわかる。特に注目しておきたい点は、老中4人のうち邸内に20人以上の死者が出たのは、福山藩阿部正弘（同 no.34）、越後長岡藩牧野備前守忠雅（同 no.10）、越後村上藩の内藤信親（同 no.8）であった。関宿藩久世大和守^{ひろちか}広周（同 no.49）のみが1人の死者を出ずに留まるという、幕府の重役たちに被害が集中するという前例のない事態と

なった。特に、内藤信親は、夫婦ともども倒れた御殿の下に敷かれ、掘り出されたが怪我はなかったので即刻登城したという（「酒井家安政地震留書」）。

もっとも、図に対応して被害を書き出した表2 - 1「安政江戸地震における大名屋敷の被害状況」の死者の数値は必ずしも上屋敷で発生したものと限らない。しかし、死者・怪我人の記録自体が、上、中、下の各屋敷別に分けて書き上げられていないから、止むを得ない。政庁たる上屋敷に少なからざる藩士がいたことは事実だから、上屋敷における人的被害は相対的に大きい傾向にあると考えてよい。

表2 - 1に示したように、若年寄5人のうち、近江三上藩遠藤胤緒(図2 - 2 no.42)は、屋敷焼失、ほかのメンバーも邸内に死者が出るほどの破壊をうけた。こうしたなか、老中・若年寄は役目柄地震発生後1時間半前後から登城しはじめ、任務に就いたということである。彼らの役目はまず將軍の身の安全確保にあった。

ところで、地震発生後まもなく続々と諸大名が御機嫌伺いのために登城する。

真先に登城したのは、庄内藩酒井左衛門尉忠発^{ただあき}であった。庄内藩上屋敷は、小倉藩小笠原左京大夫忠^{ただあきら}徹(図2 - 2 no. 1)の右隣神田橋門内である。藩主忠発は火事装束を着して姫路藩酒井雅楽頭の屋敷(同 no. 3)から燃え立つ類火を防ぎつつ、潰れた長屋の下敷になった足軽8人の救出などの指揮にあたったという。それから、登城したところ、折よく將軍家定が吹上へ避難する所に出遭い、「ほかの大名はひとりも登城せず、將軍に謁することもできないのに、<われひとり將軍にまみえることができ>畏れ多くもありがたいことだ」(「酒井家安政地震留書」)と一番乗りであったことが誇らしく記されている。將軍の吹上への避難が夜中2時頃だから、この殿様の登城もその頃だろう。

庄内藩酒井忠発は張り切っていた。家来たちの目からも、火事などの場合は、藩邸内を自ら見廻るなど、面倒見のよい殿様であった。一番乗りの忠発に対しては、將軍の避難先や城内見廻りをしている老中あるいは若年寄に代わって、目付岡部駿河守^{もり}守^{なが}長が帝鑑問縁類^{ていがんのまえんずら}で謁した(「幕府沙汰書」)。緊急時の対応である。

酒井のほか、当日岡部守長が対応した大名として中津藩奥平大膳大夫昌^{まさもと}服、松代藩真田信濃守幸^{ゆきのり}教ほか5名の大名が挙げられている。

松代藩の殿様も火事装束(写真2 - 1「松代藩主火事羽織、火事頭巾」)で、供の者20人以上を伴い、提灯、弓矢などの持道具類、金革銀革の持鎗、打物、馬印などを携えるという平常通りの供揃^{いでたち}の出立で、夜八ッ時すなわち夜中の2時頃出で、暁方4時

頃戻った。新シ橋内の上屋敷(図 2 - 2 no.30)であるから遠い距離ではないにしても、ほかの諸大名も登城する中、ともかく將軍の安否を尋ねるための礼を尽すわけである。幸い松代藩邸は『所々大破』という程度で、死者の出るような惨状ではなかった。藩主幸教は 8 年前の弘化 4 年 (1847) 善光寺地震を体験した幸貫の孫である。幸貫は松平定信の次男、天保改革時老中を務めた。

善光寺地震の折には、二次災害の水害防止、罷災民の救助に藩主の御手許金を宛てるなど、大活躍した。養子幸良が死去したため、嘉永 5 年 (1852) 6 月、嫡孫幸教が継いだ。安政 2 年、幸教は 20 歳の若々しい殿様であった。邸内には善光寺地震の時の緊張がふたたび蘇ったのか、幸教はこの時も、邸内に戻り、自らも夜食をとったが、邸内一統へ握飯を配るなど迅速な対応を指示している。

「幕府沙汰書」に記録されてはいないが、ほかの在府の大名も続々、將軍の安否を尋ねるべく登城した。それぞれの大名が、軍役 (石高に応じて定められる軍務規定) に定められた供揃えで地震直後の江戸の市中を暗闇の中登城に向うという光景は、現代の私たちには想像しがたい。相当の混乱があったはずだが、この光景を書き残したものはみられない。地震の衝撃で、この時間は身の回りの対応に忙殺されていたのだろう。

地震発生 7 日後にいわば震災内閣の首相に当たる老中首座の任命を受けることになる佐倉藩堀田備中守正睦は、小川町上屋敷が壊滅同然、しかも焼失し、死者 41 人の被害を蒙った。まだ、この時はその沙汰は発令されていないが、正睦は一旦自邸の庭へ避難した上で、火事装束を着け、ここから雉子橋門外に出て、高松藩松平讃岐守頼胤と同道で本丸に登城した。この時の供連れは刀番近習のうち途中から駆け付け、列にくわわったもの 7 人、小姓 1 人という有様であった。いかに緊急事態と認識されていたかが想像できる。神田小川町佐倉藩邸は、殿様が登城している間に焼け落ち、士分 35 人、その他 6 人の計 41 名の死亡者が出ていた。正睦の登城時間は不明であるが、上屋敷が全焼したので、渋谷下屋敷へ着いたのは六ッ時というから、翌日の暁方近く到着、当分の仮住居とすることにした。

先にみたように老中のうち 3 人までが邸内の被害甚大であったため、正睦はこの緊急事態下にあって、要の役割を担うべく、10 月 9 日老中首座に任命された。しかし、既に 3 日の夜九ッ時 (深夜 12 時) 用番久世広周から老中奉書が到来、翌 4 日の登城を告げられていることから、この内命は既に、震災直後に評議即決した人事であった

と思われる。ともかく、震災発生以来、正睦は寝る暇もない異常事態のなかにあったわけである。そのためか、4日の登城は腰痛のため果たせなかった（「安政二乙卯年集」）。

さて、すべての大名が登城したわけではなかった。盛岡藩南部美濃守利剛^{としひさ}は、病気がちで参府を引きのばしつづけ、安政2年（1855）6月漸く入府、この地震で邸内出火（図2 - 2 no.23）、死者35人を出す惨事に遭遇した。利剛は登城せず、直ちに麻布下屋敷に避難、11月9日には国元^{げこう}に下向してしまった（「利剛公留」）。

また、田原藩では、藩主三宅康保^{やすよし}は無事立退き、急ごしらえの邸内避難所に入った。上屋敷は半蔵門外桜田堀に面する所にあったが、あちこちから出火しているのが見えただため、供揃をして、近隣大名の動向を窺いつつも、登城を決しかねていた。結局、途中の道が火事で大変であろうということで登城を見送った（「安政二年諸事留」）。こちらの判断のあり方はわたしたちの感覚には馴染むが、当時にとっては尋常ではなかった。多くの大名がさまざまな配慮のなかで登城を選んでいるからである。

宇和島藩は藩主伊達宗城^{むねなり}は国元にいたが、世子宗徳^{むねのり}が麻布龍上の上屋敷にいた。被害は少なく、昨夜の地震直後將軍への御機嫌伺いの使者を立てるか否か先例を調べた。城内の壁が落ちる程度であれば用番の老中へ留守居役を遣わして挨拶させる程度であるが、今回は稀な地震であるから、直接大名自身が登城する例にあたるとして、近隣の大名（三河奥殿藩松平家、白河藩阿部下屋敷か）に問い合わせたが、大名自身は登城しないとのことであつたので、用番の老中への挨拶に留めた（「藍山公記」七三）。

さて、彼ら大名は何のために登城するのだろうか。

自らの邸内の被害を報告するためではない。専ら將軍の安否を尋ね、自らの無事を伝えるため登城した事実を周知させておく必要があるからである。被害届は、それぞれの藩のしかるべき地位の役人が、用番の老中、この場合は久世大和守の役宅にまず口頭で届け出るか、被害にあった事実を簡単に書き上げた文書を大目付に届け出た。正式な被害届は遅れて7日頃から各藩とも用番の老中役宅へ提出している。先の大名登城を政治儀礼上のルールとすれば、被害届は行政上の措置である。

2.10月3日 幕府の被害情報収集

さて、こうした大災害の場合、諸大名の方から將軍の安否を尋ねることが専らかという、そうではない。意外なことに、諸大名へ幕府から、地震の被害について使者

が遣わされているのである。10月2日夜、評議され、翌3日朝からあちこちの大名邸を幕府の使者が訪れた。これには使番つかいばんがあたった。安政3年(1856)、使番は70人いた。1組2名あるいは3名で各大名邸を廻り、邸内の被害、大名自身の家族の安否などを詳しく聞いている。

先の田原藩へは、使番2名が訪れ、同藩留守居が対応した。「ご家族はじめ下々まで無事に避難なされましたでしょうか。どうぞ、遠慮なくお話ください。」と見舞いの言葉が伝えられている。が、これは明らかに、見舞いという体の幕府側の情報収集でもあった。ここから逆に類推すれば、諸大名の登城は、將軍の安否、江戸城内の被害を把握するための情報収集行動と取ることもできよう。

宇和島藩へは、10月3日朝五ツ時(午前8時頃)、幕府からの使者が訪れた。2人の使者は火事装束である。つまり、非常服である。対応の留守居は、世子宗徳に上意を受けさせるべく書院に通そうとしたところ、「これからいろいろな所へ行かねばならないので」ということで、書院へは上がらなかった。結局、玄関の式台下座薄縁で火事装束を着した世子宗徳が見舞いの上意(將軍からの見舞いの言葉)を受けた。幕府の使者は正式な被害調査ではないとしながらも、邸内の被害の様子を問ただい糾ただしている。

一般には上使による上意の伝達は、これを請けた旨の礼として使者あるいは藩主自身が登城しなければならないが、この場合は、上使を勤めた使番へ世子宗徳より御礼の使者が差し向けられるに留まった(「藍山公記」七三)。

以上、10月2日地震発生当日の江戸城周辺の動きを中心にみた。江戸城内は將軍の安全確保、將軍に対する災害見舞いのために登城する大名の対応、各藩邸は消火・防火、避難先の確保、怪我人・死人の処置に追われ、それぞれの場で身を粉にして働いていた状態であった。

3.10月3日 万石以上へ登城命令

ついで、10月3日には、老中久世大和守から大目付へ即日触として、

昨夜の地震について、1万石以上の面々は將軍への見舞いのために、月番の老中宅へお越してください。ただし、病氣や幼少の方々については、代わりの使者をお出してください。また、国元に居られる面々は、將軍へのお見舞いの書状をお出してください。(「幕府沙汰書」)

在府あるいは在国の如何を問わず、登城あるいは書状を以て將軍への御機嫌伺いの

礼を尽すよう命じた地震後のいわば幕府の最初の指令が出された。地震発生直後の登城は自発的な任意の行為であったが、ここで諸大名には御機嫌伺いの義務が生じた。

そこで、2日の夜中登城した大名は、すでに御機嫌伺いに登城済みであるから、さてどうしたものかと用番の久世広周宅に再び登城の必要があるか否かを問い合わせている。

鳥取藩(図2 - 2 no.38)は、添屋敷焼失、上屋敷長屋の大部分も焼失した。上屋敷で55人の死者、ほかの中屋敷、下屋敷とも合せ79人という多くの死者を出した。10月2日地震発生後邸内に火が掛かったので、松平相模守^{よしのり}慶徳は一旦日比谷門外へ避難し、そのまま登城した。白書院において目付岡部守長の応対を受け、直ちに下城、直接品川大崎の下屋敷へ避難した。同家の記録によれば、右隣の幕府の火消御用屋敷からの火が北表長屋に移ったとある。つまり、類焼ということである。しかし、幕府作成の焼失区域図には添屋敷に出火点が打たれている。幕府の認定は鳥取藩が火元ということになる。先述したように、鳥取藩邸には、この図を作成した町奉行の与力がほかの役人とともに訪れ、焼失調査をしている。幕府にとって火消役屋敷から出火したとすることは隠蔽する必要があったのだろうか、それとも鳥取藩自体が自家出火を秘して藩の記録も残さなかったためだろうか、今となっては真実はわからない。

鳥取藩では、徳島藩邸(図2 - 2 no.54)の火消人足の加勢を頼んだが防ぎ切れず、町火消にも加勢を仰いだ。町奉行同心は、人足中に怪我人が多く、竜吐水も破損したから、水を運ぶようにと指示した。上屋敷のうち、長屋6棟および土蔵1棟焼失、さらに長屋15棟および土蔵16棟潰れるという被害で、漸く火勢を防ぎ止めた。邸内焼失は、自火・類火を問わず重大事態であるから3日、老中久世広周へ口頭で届けた。同じく3日、昨夜の藩主慶徳の登城について、返礼の使者が久世広周から遣わされた。そこで、3日の幕府の指令、すなわち月番老中への再度の挨拶が必要か否かこの使者に直接聞いている。再度の登城に及ばずとの回答をえて一段落した(「江戸留守居日記」)。

2日夜中登城した多くの在府の大名は、3日の登城は行わなかった。この時登城しなかった田原藩の場合は、4日の急廻状によって、即刻供揃、九ッ時過ぎ、すなわち正午過ぎ、助用番久世広周役宅に赴いた。表門が潰れていたのではほかの門から入り、案内に従い広間に控えた。ここで三春藩秋田安房守^{よしすえ}憲季や新庄藩永井若狭守^{ただもと}直幹などの大名も挨拶に来ているのに出会っている。久世は登城中であるため、用人が応対し

た。

国元にいた大名の場合、3日の老中からの指示にどう対応したのであろうか。

岡山藩松平内蔵頭^{よしまさ}慶政の場合は、国元において、將軍への地震見舞い状は飛札（飛脚によって運ばれる書状）の文案について2つの場合を想定、作成した。つまり地震のみの見舞いとするか、地震と火事の見舞状とするかである。10月11日これを飛脚番士が携え、国元を発した。江戸到着まで12日間程の日数を要するから、11月上旬には、藩主慶政の見舞状が老中へ提出されたということになる（「江戸御下知状留」）。

以上、先例のない地震という突発災害の発生当夜および寝ずじまいで明けた翌3日、誰も時間的切れ目を感じない程の難事続出であったろう短い時間の江戸城内外の状況を追ってみた。

自邸の災難も打ち捨てて將軍の安否を問うため登城する大名、登城するか否か横並びの例に従う大名などさまざまなケースを通して現在の私たちには理解しがたい規範のうちにある社会を垣間みた思いがする。

江戸時代の幕府政治の儀礼に着目した研究が盛んに行われるようになった。儀礼の事実はまだ発掘途上であろうが、それが持つ意味世界も同時に明らかにされなければならない。地震発生で壊滅に近い打撃を受けたかにみえる社会においてさえ、社会に埋め込まれたルール、あるいは社会システムと化したあり様は無視され得ない。というより、上にみる限りそれを軸に再び、社会自体が動きを取り戻して行く過程が看取できるといえないだろうか。

4．情報収集の拠点、老中役宅

表2-1の備考欄に、地震で役宅が潰れた老中ら幕閣に許された拝借金（火災のほか不時の災害を受けた場合などに、救済の意味合いで幕府から借用する金、無利息、10か年の年賦返還を原則とする）の金額と拝借金許可の日付を記した。

10月4日、老中阿部正弘（図2-2 no.34）と内藤信親（同 no.8）に金1万両（12億円）、若年寄本多越中守忠徳（同 no.13）に5,000両（6億円）の拝借金が許された。4日に次いで、6日に若年寄遠藤胤緒（同 no.42）に5,000両、遅れて12日には老中牧野忠雅（同 no.10）に5,000両、若年寄2名に各2,500両（3億円）、28日には寺社奉行本多中務大輔忠民（同 no.44）、図2-2のなかには表示されていないが、同じく寺社奉行の松平豊前^{のぶあつ}守信篤、安藤長門守信正に各3,000両（3億6,000万円）の拝借

金が許された。松平豊前守上屋敷は堀田備中守と同じく神田小川町にあり、小石川沼の埋め立てといわれる地盤の悪い地域で、幕臣の屋敷の倒壊あるいは出火など、被害のもっとも激しい所であった。そのため、同家上屋敷も火災に巻き込まれ、上屋敷内で65人も死者を出す大惨事に遭っている。神田橋安藤信篤の上屋敷では出火しなかったものの5人の死者を出した。被害を出した幕閣に役目の軽重に応じた財政援助が優先的に与えられたわけである。

前年の安政元年(1854)11月4、5日、太平洋沿岸を襲った東海地震津波、南海地震津波の場合も領地が津波被害を受けた大名に1,000両から2万両までの拝借金が許された。しかしながら、今回の資金援助は、以下のように被災した役宅が中心であったから、前年の災害の場合とはその目的が異なる。

この月の用番にあっていた阿部正弘の役宅は全焼し、本郷丸山下屋敷へ暫時移った。内藤信親は永田馬場の屋敷、本多忠徳は赤坂今井谷の下屋敷、遠藤胤緒は牛込若宮町の下屋敷へ移り、酒井右京亮忠毗は牛込末寺町の小浜藩酒井修理大夫忠義の屋敷内へ仮住いとした。城より遠いのでいずれもそれぞれの用務を執る役宅とはしない旨の廻状が触れられた(10月6日)。本庄安芸守道貫は表門修復中、南側門の玄関で用取次をする旨触れている。

老中久世広周の役宅が、老中阿部正弘の助用番(当番の助役)として、大名の対応、各留守居・用人の問い合わせの拠点となったのは、被害の程度が比較的軽微であったからである。阿部正弘役宅の復旧は翌安政3年(1856)3月ともっとも早い。内藤信親、酒井右京亮忠毗は同年5月、本多忠徳が6月であった。遠藤胤緒は生実藩森川出羽守俊民(図2-2 no.4)の屋敷を役屋敷として与えられ、翌3年(1856)8月に新屋敷に移っている。右の幕閣に与えられた12件58,000両(69億6,000万円)はすべて役宅の再築・補修の緊急支援の意味合いが濃いと推定される。

では、10月9日老中首座となった堀田正睦の場合はどうであろう。小川町屋敷は41人も死者を出し、すべて焼失した。このため麻布^{こうがい} 筈町の屋敷を仮住まいとしたが、ここへは役宅の機能は持ち込まれていない。先の場合と同じく江戸城からは遠いからである。そして全焼した小川町屋敷は上地(幕府へ返却)となった。

この跡地を拝領したのは上田藩松平伊賀守忠優^{ただます}と森川俊民である。上田藩は西丸下の屋敷(図2-2 no.6)は焼失せず、「総体傾いた」程度であったが、上地させられた。同藩で26人の死者が出たのは、全焼した湯島天神下の下屋敷である。堀田正睦上

屋敷は全焼したので、上田藩と生実藩が更地として拝領した。12月12日のことである（「日乗」）。

上屋敷を上地した堀田正睦は、10月15日、松平伊賀守とその隣地松平玄蕃頭忠恵屋敷を拝領した。これらの2屋敷は大名小路一帯の被害の中では軽い部に属した。老中役宅として堀田がここに引き移ったのは安政3年（1856）2月である。堀田は震災後の拝借金を与えられてはいない。理由は、老中就任前の災難ということであろうか。幕閣に限定して拝借金を与え、復旧を急いだ理由は、地震発生後の10月の用番にはあたっていなかった久世広周の役宅のみ一か所が機能していただけた状態では、情報基地としての幕閣役宅は全面的な機能不全に等しかったからである。政治的空白が許されない時期を乗り切る優先策と判断された結果であろう。

以上、2日の地震発生以降わずか3日程の短い間に幕府が行った緊急対策を、対大名の情報収集という側面に限定してみた。

情報収集、緊急対策の基地となる幕閣の役宅の立て直しに異例の建築資金の援助が行われていること、また、通常は上屋敷に居住する大名が、こうした緊急時には中屋敷や下屋敷を避難先として活用していること、あるいは、儀礼行為と位置づけされている行為が緊急時却って情報収集の有効手段として活性化してくるという側面があることなどは興味深い。太平の世を謳歌した江戸時代といわれてはいるものの、本来軍事を旨とする武家政権が持つ危機への対応力は組織内に埋め込まれていたと見て取ることができる。

さて、それでは、江戸全体の被害とそれへの対応策をみていくことにしよう。

第2節 歴史地震の被害を知る

江戸市中は、大名屋敷、旗本御家人屋敷、寺社地あるいは町人地と、それぞれ管轄する役所が分かれ、全域を統一的に把握する仕組みではなかった。江戸時代が終わり、明治政府になってから江戸の全体の面積が調査された。その記録によれば明治2年（1867）、旧朱引地内（江戸町奉行の支配地）の約70%が武家地、残り30%の半分がそれぞれ寺社地、町人地に分けられていたとされている。正井康夫の試算によれば、江戸城・浜御殿などを除く大名屋敷は2,771ha、一般武家屋敷と称される旗本・御家人の屋敷は1,878haで、江戸全体の面積に占める割合はそれぞれ35.6%、24.1%とされている（正井康夫『江戸の都市的土地利用図』『地図』13-1）。

寺社地を除く武家地（大名屋敷と旗本・御家人屋敷）と町人地の地震による被害を現在判明しているものについて図示すると、図2-3「江戸地震被害図」のようになる。こうした図の元になる数値はどのような根拠に基づくものなのか、また、どの程度信頼が置けるものなのかを以下で説明しよう。ただし、これらの数値は江戸市中に限られている。被害は江戸市中の他、東海道の神奈川宿や川崎宿のような宿場町、あるいは江戸周辺農村部にも広がっているが、この図には示していない。

以下では、江戸市中を中心に、被害の実態を細かく見ていくことにする。併せて、被害数値の背後に、どのような問題が含まれているのかについても考えてみることにしたい。幸いなことに、被害を語る資料は、震災からの復旧・復興を語る資料に比べると圧倒的に多い。

1. 被害の全体像を描く

図2-3の被害図は、大名屋敷、旗本屋敷、町人地の、それぞれの被害をひとつの図に重ねたものである。しかし、必ずしも同じ基準で調べた結果ではないし、また、同じ基準を以って図示したものでもない。たとえば、大名屋敷は上屋敷、中屋敷、下屋敷その他の屋敷を幕府から拝領しているが、震災の死傷者については江戸藩邸全体をまとめて書き上げている場合が多く、それぞれの屋敷のどこで被害が発生したのか、詳しく知ることができない場合が多い。したがって、2,000~3,000坪から1万坪、あるいは10万坪など、広狭さまざまな屋敷があるにも拘らず、図2-3に図示されたものは、その屋敷地の全体が被害を受けたように画像処理を施さざるを得なかった。旗本屋敷の被害はそもそも資料的に不確かな場合が多く、被害を受けた屋敷地のうち、所在地が確認できたもののみを図示したに過ぎない。これは被害を受けた屋敷のほんの一部である。また、江戸図は武士の居住地を明示するために版行されたものであって、町人のために作られたものではないから、江戸図の町地は多くの場合、灰色一色で1町全体の区画が示されているに過ぎない。その1区画に、どのような町人が住んでいたのかは図示されていない。すでに述べたように、江戸の15%の土地に江戸総人口の約半分の54万人以上の町人が住んでいるという人口密度の極端に不均衡な土地柄であったから、町人地において、震災による死傷者がもっとも多く出たことはある意味では、必然の成り行きであった。しかし、町人地でも、比較的空間に余裕のある表店おもてだなと路地奥狭い裏店うらだなでは、被害の様相は異なる。こうした1町内の被害の差異な

どは、1町ごとの地図上の区画では、詳細を表すことができない。

しかしながら、こうした問題を含みながらも、地盤との相関関係、被害の軽重あるいは被害発生地域の特性を調べるには、このような被害図の持つ意義は決して少なくはないのである。すでに第1章でみた震度分布図は、この地震のメカニズムを探るため目的に特化した図として活用された例である。ここで示すのは、その前提となる被害分布図である。

2. 大名屋敷

(1) 被害の集中した大名小路

安政期の1万石以上の大名数は266家である。ただし、1万石以上の石高を持つ御三家の家老などは除かれている。

このうち、死傷者数が確実なかたちで判明するのは、116藩の1,860人である。この数値には、異論もあるが(野口武彦『安政江戸地震』によれば、約2,000人)そもそも不確定要素の強い数値であり、藩邸内での死者は藩士以外の雇い傭人足や、国元からの農民などを含めると、さらに多数の死者が出ていたと考えられる。しかし、判明している藩邸内で、延焼などによる火災に巻き込まれた場合には、死者数は一挙に増えている。その例を挙げると、会津藩の139人、^{おし}忍藩102人、鳥取藩79人、亀山藩65人、姫路藩58人、大和郡山藩58人、生実藩53人、佐倉藩41人などである。これらの死傷者は藩士だけではない。多くの農民も含まれていたのである。

それぞれの藩の江戸屋敷に対して、大目付を通じて地震直後から^{ふれ}触の回状が頻繁に出された。それらは地震が発生した10月と翌11月の2か月間に集中している。内容は、老中などの重職の役屋敷の移転に伴い、当面役務を扱う屋敷の周知、通常の参勤交代期に関わらず帰国が可能なこと、定式の登城儀礼の一時停止、破損藩邸の見廻り強化など、慣例的行事の停止や藩邸内の警備の強化を中心とする緊急事態に対応したものが大半を占める(『幕末御触書集成』第4巻)。不思議なことに、これらの触のなかには、幕府に被害を届け出ることを命じたものは見られないにも拘らず、大名側は率先して、幕府に邸内の被害を届け出た模様である。邸内で地震のために出火した場合の届け出についても、平常時の出火ならば幕府から問題視されるところだが、今回は天災として処理されることは明らかであったから、それを見

越して、率先して火元大名からの届け出がなされている。それらの集計結果が図 2 - 4「大名屋敷被害図」に反映された被害大名屋敷の分布である。

大名屋敷内での死傷者は、上屋敷、中屋敷、下屋敷その他抱屋敷全体の死傷者をまとめて届け出たものが多く、どこで死傷したのか不明なものが大半である。さらに細かくみていくと、江戸藩邸の死者は藩士あるいはその家族ばかりではなく、義務として江戸藩邸の雑役を担うために国元から来ている農民も少なくはない（北原糸子『近世災害情報論』）。また、江戸藩邸には江戸で雇われた多くの人足も居た。彼らの藩邸内の居住条件などを考えれば、当然圧死や焼死も想定されるが、その数は雇い人足を紹介した口入くちいれと称される人足斡旋業者の管轄となるので、被災数は明らかにされていない。しかし、平常時において、この雇い人足の数も藩邸収容人員の相当数を占めるから、被災者の数も少なくはないはずである。

もっとも問題となるのは、たとえ死傷者が把握できたとしても、多くの場合、常時各藩邸にどの程度の人びとが生活していたのかがわからないので、被害率を算定するための母数が把握できない。このことは大名屋敷に限らず、旗本、御家人あるいは町人の場合も被害率を算出するために必要な平常時の戸数や人数がわからないので、同様の問題に突き当たる。したがって、いずれの場合も死傷者や建物の絶対数が被害を把握するための基本数値となる。

（２）鳥取藩の被害

ここでは、大名藩邸の被害事例として、鳥取藩邸の場合を紹介しよう。鳥取藩は、この震災で鍛冶橋の上屋敷と浜町添屋敷が類焼した。もっとも、幕府の調査では「火元」、藩自身の認識では「類焼」であるから、真偽は不明である点はすでに述べた。火災発生によって、上屋敷では女、子供を含めて 55 人、添屋敷では 24 人が焼死あるいは圧死した。藩邸内での死者は藩士とは限らない。このうちには 19 人もの農民がいる。彼らは「御小人おこびと」と称される江戸藩邸内の雑役のために国元から集められた人びとであった。彼らは「地震で、小屋が潰れそのまま死んだ」と報告されたり、「小屋が潰れ、焼失したので、そのまま焼け死んだ」と報告されている。圧死あるいは焼死した農民の年齢は 25 歳から 30 歳代、40 歳代を中心とする働き盛りの年齢であった。遺骸は、検分の上、芝天徳寺子院の光岳院に埋葬された。なお、藩士の遺骸は藩主の菩提寺である牛島弘福寺に葬られている。

彼らが藩邸内のどこで亡くなったのかは不明だが、藩邸の被害を示す屋敷図が残されている。この図は、藩主居間および藩政事務を取り扱う表御殿、奥方、家族を含めて将軍の私的生活が展開される奥御殿、御殿空間を取り巻く形の表長屋、奥長屋などに色分けされている既存の屋敷図に、地震被害の状態を記した張り紙を付けたと推定される。張り紙には、「建之俣御焼失」つまり、建物がそのまま焼けた、あるいは「崩後御焼失」崩れた後焼けたなどと記されている（図2-5「鳥取藩上屋敷被害図」）。この図面によって、火災で焼けたところ、倒壊したところの区別が付けられる貴重な図面である。

しかし、これで、邸内全体の被害がわかるとは思っていない。注意深くみてみよう。張り紙が残されているところは、奥御殿や表御殿部分にはなく、御殿部分を除く周囲の長屋群、つまり、藩邸勤務の藩士、あるいは人足の詰所でもある長屋のある詰人空間と呼ばれている部分と表玄関部分に限られている。この張り紙の存在によって、被害を受けたところは、詰人空間の長屋が中心であったと判断しがちであるが、実はそうではない。この屋敷被害図の原図を仔細に検討すると、御殿部分には張り紙がはがされた跡がある。写真では判別しにくいですが、張り紙がはがされた時に絵具も同時にはげて白くなってしまった所が残っていることが数箇所確認できる。これは、なんらかの配慮から、一旦被害を書き留めた張り紙が貼られた後に、はがされたと判断される。また、幕府への被害届けも、表長屋、裏長屋など詰人空間は詳しく列挙されるが、御殿部分の被害は、「住居向がほとんど崩れた」と報告されるに留まる。江戸城内部の被害について口外しないのと同様、藩邸の政務の中核部分と藩主の居住空間に関わることは外部に向かって公にしないという当時の政治的不文律がここでも守られているのである。

八重洲河岸の添屋敷を除く鳥取藩邸上屋敷の坪数は41,116m²（約13,000坪）である。建坪率は約43.5%、建坪17,868m²（6,000坪弱）となる。このうち、焼失あるいは倒壊した詰人空間部分、および玄関部分は建物全体のうちの約35%に上ぼる（図2-6「鳥取藩上屋敷被害トレース図」および表2-2「鳥取藩上屋敷被害内訳」）。ただし、この倒壊、焼失率のなかには、御殿部分の被害は含まれていない。はがされた張り紙部分を入れると、実際の被害率はさらに高くなるはずである。

この屋敷図から一見してわかることは、1万坪以上の屋敷地とはいえ、建物が敷地を覆い、火災などの時の多数の避難者を考えると、被災の危険が高いと推定され

る。まして、地震で建物が倒壊するなかを逃げることはかなり困難であったことは容易に察しがつく。多くの死傷者を出した大名小路辺の藩邸は、狭い長屋や、建物の建て込んだ敷地内で、逃げ場を失い、命を落とす破目になったものと推定される。鳥取藩の場合、藩邸にいた殿様は、寝所から庭へ避難、所々から火が立ち昇ったので、通用門から外桜田へ避難、そこから江戸城へ御機嫌伺いに参上し、下城後直ちに先代藩主の奥方同道、大崎下屋敷に避難した。

因みに、その後の鳥取藩邸について述べておく。この焼失、倒壊した上屋敷から、藩主慶徳は、將軍への御機嫌伺いに登城した後、ただちに大崎の下屋敷に避難するが、この大崎下屋敷を暫定的な政務場所として幕府に届け出た。上屋敷の修復は翌3年正月24日に工事が始められ、同年8月はじめに完成、7日に藩主が下屋敷から移った（『池田慶徳公御伝記』1巻）。約7か月の修復期間を要して出来た上屋敷は、以前の建物の配置などを変更させたものとなっている（図2-7「鳥取藩上屋敷御殿再建図」）。そして、この新御殿に、安政3年（1856）8月、地震後修復となった上屋敷に鳥取支藩の若桜藩寛姫を夫人に迎えている。鳥取藩邸の修築が比較的早くなされたのは、この嫁入りが予定されていたことも大きな理由のひとつであったに違いない。なお、池田慶徳は、水戸藩徳川斉昭の第5子、嘉永3年（1850）14歳で鳥取藩池田家に養子入りした。慶徳は15代將軍となる徳川慶喜の兄にあたり、幕末政治の活躍が期待された人物である。

3. 旗本・御家人の場合

ところで、江戸の武家屋敷は大名邸のみで構成されるものでないことはいうまでもない。旗本・御家人の屋敷は1,878haで、約4分1を占めると推定されていることは述べた。この数値からしても旗本・御家人の被害について一定の成果が得られなければ、安政江戸地震の武家地の被害の実態が把握できない。

そこで、旗本・御家人層の被害について記述する史料の検討を行い、被害の実態に多少とも迫る努力をしてみよう。直接、旗本・御家人屋敷の被害の全貌を示す史料は現在のところ見つかってはいない。また、個別の屋敷地の被害も残されているものが少ない。そこで、ここでは、幕府が決めた幕臣層の救済措置の過程で明らかになった倒壊家屋調査を材料にどの程度の被害が生じたのかを類推することにしたい。しかしながら、あくまでも、倒壊家屋被害だけであって、残念ながら、人的被害は不明であ

る。

(1) 旗本屋敷の被害分布

第1章ですでに震度分布図が示された。その結果によれば、安政江戸地震の被害は地盤の軟弱な地帯に集中していることが明らかにされている。ここで検討する幕臣層の屋敷被害を記した史料は、第1章で明らかにされた震度分布図の作成の元になった資料の一部でもある。どのような形で被害が書き留められているのか、また、被害の客観性の検証をどのように進めて、震度分布図作成の基礎史料として採用するのか、その準備作業の一端を説明しておこう。このことは、近代以前の地震資料の利用方法についての信頼度を確かめるためにも必要と考えるからである。

以下で紹介する資料は、「安政度地震大風之記」(『新収日本地震史料』5巻 別巻2、所収、以下「地震大風之記」と略)と題される史料である。現在は東京大学総合図書館が所蔵する冊子状の写本であるが、原所蔵者はいまのところ、不明である。これは安政2年(1855)10月2日の地震と翌3年(1856)8月25日の台風による武家屋敷を中心とする被害状況をまとめたものである。地震後の復興途上の江戸は、10か月後に再び大風雨に見舞われ、修築途中の屋敷などが壊れた。この連続する災害がひとつの冊子にまとめられていること自体、当時の社会がこれらの2つの災害を連続した災難として記憶していたことを物語るものである。

さて、ここでは、地震の被害のみを見ていくことにする。大名小路から始まり江戸城周辺、本所、深川、浅草、小日向と地区ごとに書き列ねられている。もちろん、大名の諸邸も含まれる。ここでは、旗本屋敷のみに注目することにしたい。史料の実際例を示しておこう。

建物の倒壊や焼失被害も激しかった辰ノ口、大名小路辺の事例として、

定火消松平采女の役屋敷は、「住居および内外長屋とも全壊、その上焼失」

町奉行井戸対馬守の役屋敷は、「住居および内外長屋全壊し、外長屋が大破」

(「地震大風之記」)

旗本については、まず、役職が示され、被害は、住居向、内長屋、外長屋、土蔵、玄関、門、塀といった敷地内の一定の機能的まとまりごとに摘記されている。長屋については井戸対馬守の例のように、内と外と各々分けて記載される場合もあれば、倒壊棟数が記される場合もある。厳密な基準に沿って被害把握がなされたものとは

必ずしもいえない。むしろ、緊急の被害調査であったといえる。というのは、「しきりにご催促があるので、止むを得ず、1冊に認めた帳面を取り敢えず10月2日に差し出す」という注書があるからである。ともかく、被害の全貌を把握する必要のあった幕府にとっては、大まかであれ、幕臣層の被害状況を知ることが求められていた。

また、「地震大風之記」には軽微な被害は書き上げられていないことはすでに確かめられているが、その一例もここで、示しておこう。

麹町表二番町法眼坂に屋敷がある書院番一柳播磨守組杉田鉄太郎(500石)の場合には、組頭へ「屋敷の門と長屋が少々壊れました。住居の瓦が落ちましたが、応急措置をして住んでおります。土蔵は1箇所大破いたしました。他には別条ありません」(川村優「安政地震を地方文書にみる」『歴史地震』第1号)と届け出た。しかしながら、この被害屋敷は「地震大風之記」の中に探しても見出せないのである。「地震大風之記」は被害の軽いものについては記録していないと考えてよい。

さて、以上のようないくつかの限界はあるものの、一定の信頼性がもたれる調査が緊急になされ、被害の著しいものについては把握がなされていたことは重要だ。これらの被害記述を元にして、焼失、全潰、半潰、大破の4段階に分け集計すると、表2-3「旗本屋敷の被害状況」のような結果が得られる。旗本屋敷の被害事例では、全体で746事例が記されている。先の、の事例で示したような定火消屋敷や町奉行の役屋敷5例が含まれる。

この746例を、地震翌年の安政3年(1856)の大名、幕臣を含めた江戸内外の屋敷台帳(『諸向地面取調書』)と突き合わせると、470例が照合された(照合率63%)。照合率63%という数値は「地震大風之記」の史料としての信憑性の高さを示すものと考えてよい。以上の結果を安政江戸地震の発生した年代に可能な限り近い時期(嘉永4年(1851))の江戸図に表したものが、図2-8「旗本屋敷被害図」である。

4. 町人地の場合

地震が発生してから2日を経過した4日に、町奉行所から各町の名主に倒壊建物、倒壊土蔵、死傷者数の提出が求められた。10月中旬にはさらに詳しい調査が行われ、

現在、被害に関する調査の公式数値は2回のもので残されている。武家地の死傷者より確実な数値と考えるとよさそうだ。ただし、18世紀前半享保時代の町制改革によって設けられた町番組ごとにまとめられた数値であるので、これを以って、江戸の町人地全体の被害分布を地図上で確かめようとする場合には不向きである(表2-4「安政江戸地震の江戸町方死傷者数」および表2-5「安政江戸地震の江戸町方倒壊家屋・土蔵」)。調査の主な目的は被災者に対する救済対象を把握することにあつた。当時の町人地に居住する町人を54万人とすると、死傷者は約13%弱の7,000人である。因みに、寺社奉行支配を含めた全人口は安政2年(1855)9月段階56万5千人、戸数は14万2千戸とされている。参考までに、江戸町番組はどのような形で分布しているのかを示しておこう。幕府の被害調査、救済対象調査など、すべて番組を単位として行われており、さまざまな統計もこの町番組を基準としている(図2-9「町番組図」)。

番組ごとの被害では、町人地の詳細な被害分布はわからないが、ここでは、幸いに、当時の町ごとの死者数を記した資料がある。これを地図上に落としたものを示しておこう(図2-10「町地被害図」)。「なるの^{のちみくさ}後見草」(『大日本地震史料』3巻)という随筆には町ごとの死者数が書き出されている。「なる」とは地震のことを指す日本の古い言葉である。筆者は不明だが、こうした被害数値をなんらかの方法で知ることができる位置にいたと考えられる。

図2-9の番組ごとに色分けした図によって明らかのように、家康入府と同時期に開拓された日本橋、京橋など江戸中心部の町々は面的な街づくりがなされているが、17世紀末に整備された本所・深川などの後発地、あるいは18世紀半ばに町奉行支配に組み入れられた寺社門前地、代官支配地などは、街道筋に沿った放射状線上に分布している。こうした町々の立地の違いは商業地としての格差が歴然としているため、上、中、下の格付けがなされている。これは、また、それぞれの町の住民の富裕度を示す指標ともなり、町人の出資で運営される^{まちかいしょ}町会所(松平定信の寛政改革によって設けられた町人救済機関)への拠出金など、町が財政上の義務を果たす場合の負担配分の基準ともなっていた。

町人地の場合についても、地震当時の各町の戸数、住民数は不明である。当然、その上の行政単位である番組の戸数、住民数も不明である。したがって、被災地図からの被害の軽重についての読み取りには、被災率が算出できないということを踏まえた

取り扱いが必要になる。

(1) 震災の激甚地に行く

すでに、大名屋敷の項で、幕府の重臣たちの役屋敷や居屋敷が立ち並ぶ大名小路辺りの被災の様子はみてきた。火災が発生した屋敷内では、死傷者が大幅に増加することが認められた。

では、町人の住む地域ではどうだったのだろうか。当時江戸の震災情報を地方へ伝える上で大いに活用されたかわら版を携えて、激甚地とおぼしき所を歩いてみよう。

a . 深川富ヶ岡八幡付近

まず、表 2 - 4 「安政江戸地震の江戸町方死傷者数」および 2 - 5 「安政江戸地震の江戸町方倒壊家屋・土蔵」で明らかかなように、江戸町番組のうちもっとも多い倒壊家屋 4,903 軒、死者 1,186 人という多くの被害を出した 17 番組深川をみることにしたい。当時何版も摺られた「ゆるがぬ御代かなめいしずえ要石寿栄」(東京大学地震研究所所蔵)と題する人気のかわら版では、深川は新大橋、船蔵、あるいは被害の著しかった森下町辺からはじまって、町々の様子が記されている。そのうち、町奉行所が作成した焼失地図と対応できる永代寺門前、富ヶ岡八幡付近の町々の被害は、以下のようである。

深川八・・・相川丁、熊井丁、富吉丁、諸もろ丁、中島丁、黒江丁、仲丁焼、永代寺門前八幡宮残る、土橋、入舟丁辺やけ、三十三間堂半分焼、木場八残る、猶地震ゆれ崩れ所々にあり、・・・

多くのかわら版は、このように、崩れたり、焼失した被害箇所を順次記録して行くだけの簡単な記述のことが多い。これらを片手に、知人を探したり、被害を確認したりしたケースがあったことが知られているが、実際にこれらを片手に町々を歩くと、恐らく、被害の様子が概略掴めたのではないだろうか。

深川のこの付近一帯は、出火、延焼がひどかった模様で、町の様子について、土蔵が全焼した、あるいは相川町から富ヶ岡八幡境内の際まで、左右の町々、裏町まで残らず焼け、「漠々たる広原のようだ」と記しているものもある。焼野原となってしまう、何も残っていない様子が目に浮かぶようである。

そこで、今はなくなってしまった町並みを、江戸町奉行所の与力、同心たちが震災直後に焼失範囲を調査し、図に表した出火点と焼失範囲図と対応させてみよ

う(図2-11「永代寺・富ヶ岡八幡辺の焼失地域」)。なるほど、焼失したところについての記述はほぼ間違いない。しかしながら、かわら版の解説するところと重ね合わせてみても、深川が突出した被害を出した理由について、納得するまでには至らない。

そこで、町々の戸数と死者の数をわかる範囲で挙げてみることにした。

町名	死者数	町内戸数	店借率
深川佐賀丁	18人	311軒	80.1%
深川熊井丁	19人	142軒	82.8%
深川大島丁	19人	239軒	85.7%
深川黒江丁	17人	497軒	89.5%
永代寺門前町	45人	547軒	83.9%
深川蛤丁	75人	565軒	85.6%

ここに挙げた町々は、先にみたように、火災によって家屋が焼失したり、あるいは倒壊したりした地帯である。町内面積が不明なので、^{たながり}店借層の居住区域が掴めないが、町内面積を戸数で割り、1軒あたりの占有面積を算出しても、当時の庶民の居住空間を把握できるわけではない。裏店の借家9尺2間、つまり、3坪を最低基準とする家屋が80%前後を占め、そうした住空間がこれらの町々の一定の場所に偏在していたと考えた方が実態に近いと思われる。だとすれば、深川の町屋の特に被害の激しかった理由は、こうした高い店借率がひとつの要因であったと推定することはできる。

b. 京橋南伝馬町付近

さて、さらにもう1箇所、詳しく見ておきたいところがある。第1章で、古利根川によって形成された砂洲上にあり、地盤のよいとされているにもかかわらず、比較的多い被害が出たことの理学的理由は不明とされた京橋南伝馬町付近のことである。因みに、表2-4および2-5によって、五番組の被害は倒壊家屋66棟(軒数でないことに留意)、倒壊土蔵8、死者29人である。この付近について、かわら版「御府内・近郷辺大地震出火巨細控」(東京大学地震研究所所蔵)が伝える被害状況は次のようである。

・・・日本橋より、南八、東西中通り呉服橋川岸、^{しんかわ}新河河岸通り共、中橋辺格別のことなく、南伝馬町より崩れ多く、同所二丁目より京橋際迄焼る、西

八南鍛冶町、南大工町、五郎兵衛町焼る、豊町火の中にて残る所少々あり、大根^{だいこん}河岸^{がし}焼て、東八具足^{くそく}町、柳丁、因幡^{いなば}町、鈴木町、常盤町、松川丁両側焼、炭丁、竹がしにて焼止る、・・・

以上は、深川の被害を述べるかわら版と同様、単に焼けた町々を挙げているに過ぎず、詳しく被害の様子を述べているわけではない。かわら版の被害情報はこれに類するものが多く、大同小異と考えてよい。

ここに、深川の場合でみた、江戸町奉行の与力、同心たちの調査による出火点と焼失範囲を図示したものを照合させてみよう(図2 - 12「五番組京橋辺焼失地域」)。なるほど、かわら版が伝える焼失した町々の情報は、ある種の確かさを持っていることが確認できる。

しかし、ここでも、どの町に、どれほどの被害が出たのか、更なる情報が必要である。幸いに、この五番組は、江戸時代のはじめから名主役を受け持った高野家(東京都公文書館蔵「撰要永久録」)に伝えられた資料が残されていて、一部分ではあるが、町の内部情報から、被害の実態を知ることができる。

表2 - 6「五番組京橋倒壊家屋、死者数」は、五番組の町ごとに倒壊家屋と死傷者を示したものである。町ごとに焼失の有無も示した。死傷者については、男女別の著しい違いは認められないが、家屋については、圧倒的に裏店の倒壊率が高い。また、焼失した家屋のある町で死者が出ていることがはっきりとわかる。しかし、さらに重要なことは、焼失町では、倒壊家屋の軒数が空白となっていることである。これは、焼失した家屋は倒壊してから燃えたとしても、倒壊件数には算入されていないということを示している。だから、倒壊家屋の数はこれまで明らかになっているものに、焼失地域の倒壊家屋数を加算しなければ、蓋然性のある数値は得られないということになる。

さて、次に、死傷者の年齢層、あるいは生活階層について、調べてみよう。表2 - 7「五番組京橋死傷者の生活階層」は、史料によってわかる範囲の死傷者のデータである。ここで、興味深いのは、老人や女子供よりも、青年、壮年の男性に死傷率が高いということだ。これは、そもそも男性が主たる構成員であるという城下町の人口構成を反映しているのかもしれない。さらに注意しておきたいことは家持、地借^{ぢがり}(借地に自己所有の家を建てる階層)、家主(地主から管理を託された地面内の店借層の差配人、多くの場合は地借層に属する)、店借(借家階

層)という江戸の町人の基本的な4階層のうち、店借などの下層の生活階層に被害が集中する傾向にある点である。

震災当時19歳、町奉行所の与力として、被災者の救済に尽力した佐久間長敬は、その回顧録(「安政大地震実験談」)で、次のように述べている。

町々の裏屋住居のものは、路地が狭い中を狼狽して逃げ出したため、下水板を踏み折り、足をくじき、腰を抜かし、子供は踏み殺されたものも多かった。

屋根から瓦が落ちて傷をうけたものは数しれない。

一人の家主の差配する地面内では、ともに都市に生きる喜びも悲しみを共有する生活共同体があったと考えられるが、今それを実証することは難しい。しかし、ここで明らかになった確かな点は、住環境の悪さは震災時の被害を一層拡大したということである。そして、そのことは、都市社会の大半を占めた裏店に住む階層に震災の打撃が大きかったことを物語っている。

以上、江戸城下の空間的住み分けに沿って、安政江戸地震の被害の諸相をみてきた。それぞれの歴史的特徴をまとめると、江戸城の被害実態については、情報の流布が厳しく制限されていて、詳しいことは不明であるが、将軍の身の安全を確保するために重臣たちが取った対応や、それぞれの大名も自邸が焼失中であっても、将軍への地震見舞いがすべてに優先された実態を垣間見ることができた。また、大名屋敷については、屋敷地内の被害を幕府へ報告することが義務づけられてはいなかったものの、率先して自邸内の変事を報告していることなどが注目された。その結果は被害分布図に反映させた。旗本・御家人屋敷の被害は資料が残されていないので、その全貌を知ることができないが、500石以上層の旗本の被害屋敷を地図上に示すことはできた。ただし、人的被害について全体を知る手段を欠いているだけでなく、ある程度の被害数も掴めない。町人地の被害については、町奉行所による被害調査によって、一応信頼できる数値が残されている。これらの結果を重ねて図示したものが図2-3の被害分布図となった。なお、ここでは、寺社の建物被害は被害分布図に示していない。浅草寺五重塔の九輪が曲がる、あるいは谷中天王寺五重塔の九輪折れるなどの個別の事例は追跡可能であるものの、寺社奉行が管轄した被害の総体を示す資料が確認されていないためである。

第3節 緊急・応急対策の諸相

これまでみたように、都市空間が身分的に分断されていた城下町では、震災の応急対策は、当然、大名、旗本・御家人、町人では、それぞれ異なる。幕府は緊急あるいは応急の対策を取り、被害を出した藩では国元から藩邸の復旧資金や材木などの物資、職人、人足などを調達した。旗本も領民に対して、領主として修復資金調達を課した。また、町人の場合には、町奉行所のお救い小屋やお救米給付を受けたが、富裕な町人は、雇い人や出入りの職人に米や味噌など、急場を凌ぐ物資や金銭を与えたり、あるいは貸家の家賃を1ないし2か月分免除するなど、さまざまなかたちの緊急援助を行った。江戸の震災景気はこうした各層が調達した資金や人足が、江戸に一極集中した結果もたらされたものでもあった。それぞれの場合をみていくことにする。

1. 大名屋敷の場合

(1) 幕閣の役宅

江戸地震で被災した藩邸は116と推定されるが、このうち、幕府から藩邸再建の資金を借用できた大名は12件、その援助総額5万8千両(69億6,000万円)であった。この対象となったのは、当時の幕閣の中心となっていた老中4名、寺社奉行3名、若年寄5名に限られている。金額は被害に応じて2,500両から1万両までの範囲であった。これは江戸時代の公的資金が貸し付けられる場合の規則に則って、無利息10か年賦返済を原則とするものであった。いずれも西丸下の幕閣の役宅が焼失あるいは倒壊して、緊急時に政事の中心事務の停滞を1日も早く復旧させたかったからにほかならない。この間、軽微な損害に留まった老中久世大和守広周の役宅が中心的な役割を果たした。

ところで、大災害の場合の幕府の救助金事例は幕府政治の中心地江戸が襲われた場合に限らない。安政元年(1854)の安政東海地震、引き続いて起きた安政南海地震による津波で、太平洋岸の城の損壊や田畑塩害に襲われた大名たちに援助金の借用が許された。しかし、江戸地震の場合に特徴的なことは、幕閣の役宅の損壊に限定されている点が特徴的である。現代流に言えば、中央官庁の復旧工事費にあたるから、当然の支出といえる。

(2) 諸藩の震災復旧資金

被害を受けた江戸藩邸から、国元へは殿様あるいは奥方など近親者の無事を知らせる火急の飛脚番士が馬あるいは船を使って送り出された。これらの知らせは、東北の弘前藩で10日、対馬の1か月後を除いては、九州諸藩で11日あるいは12日、四国では10日程度を要した。ほぼ2週間以内には全国へ届いたとしてよいだろう。こうした知らせが届き、殿様の健在が確認され、被害詳細がつつぎと届くなか、国元から江戸へ向かって、江戸藩邸の被害修復に向けた緊急の資金、人足、材木などの物資が送り出された。また、江戸藩邸出入りの商人らの人足提供なども急場の復旧工事に大きな力となった。

a. 緊急物資・人足・資金

本所の上屋敷が大破、浜町中屋敷は倒壊し、死者79人を出した弘前藩では、藩主^{ゆきつぐ}順承は国元において、奥方など家族が上屋敷にいた。圧死した士分その他の者の埋葬、遺族への見舞金、損壊長屋の普請人足の調達などに追われている。市中の人足払底のため、藩士に付属する家来らに1日150文の特別手当を支給し、材木調達を急ぎ、長屋修復に着手する手筈を整えた。日頃出入りの職人一統から手伝い人足150人、出入りの建具屋から片付け人足100人の申出を受けた。

10月14日に国元を出た2,000両(2億4,000万円)の緊急資金が11月2日に着いた。同日に国元の作事役人が大工、鳶、木挽き職人など総勢76人も出発した。全壊した浜町中屋敷の1,000両(1億2,000万円)の修復金で請け負われることに決している。

11月4日には3,000両(3億6,000万円)、11月14日にも同じく3,000両の江戸屋敷入用金が国元から送金された。震災後安政2年(1855)の暮まで江戸屋敷に送金された金額は8,000両(9億6,000万円)に及んでいる。これらの資金は、材木、人足賃、飯米調達金などに回された。しかし、江戸雇いの人足賃の高騰と人足払底から、江戸雇いは止め、国元から人足を呼び寄せることにしている。

江戸近隣の藩の事例としては、日比谷門外の上屋敷が全壊、即死者25人を出した笠間藩では、国元から10月9日に大工10人が江戸入り、10月中に飯米300俵、11月に玄米300俵、味噌樽などが送られていた例をあげることができる。

九州の福岡藩では、死傷者7人、邸内に損所比較的少なかったが、国元へ地震復旧調達金総額5,500両(6億6,000万円)要請している。圧死者11人の出た

新発田藩邸では、愛宕下の上屋敷、木挽町の中屋敷、本所の下屋敷はともに類焼は免れたものの、倒壊、大破によって甚大な被害を蒙った。国元の棟梁が大工 30 人を引き連れ、駆けつけた。

b . 町人の献金、御用金

各藩とも藩財政逼迫のこの時期、富裕な町人からの献金で賄われた事例が多い。先の弘前藩の場合は 1 万両、鳥取藩 4,000 両（4 億 8,000 万円）、佐倉藩同じく 4,000 両、松代藩 1,600 両（1 億 9,200 万円）余などの例がある。地震復旧のための御用金を課した例では、黒羽藩 2,310 両（2 億 7,720 万円）、盛岡藩 1,000 両（1 億 2,000 万円）がある。しかし、各藩ともそれだけでは済まされない現実に直面していた。この時期は異国船警護の負担も大きく、財政的建物の復旧資金の調達は困難であったので、新発田藩では、この資金調達も兼ね、領内全域に 3 万両（36 億円）という多額の御用金を課した。同様の例では、御用金を課して、低利子あるいは無利子で年賦返済するケースとして、庄内藩はお台場修復御用金込みの 1 万 4,300 両（17 億 1,600 万円）を領内に課した。ほかに、多くの藩や旗本領で採用された方式は、高掛り金（石高を基準にした課税）で、100 石に 2 両あるいは 3 両といった増税を領民全体に課した。たとえば、生実藩では 100 石につき 20 両の御用金、佐倉藩では 100 石につき 5 両などの例がある。いずれにしても、各藩が何らかのかたちで、江戸藩邸の修復資金を調達し、人、物資ともに、江戸に集中した。

2 . 旗本・御家人の場合

さて、10 月 2 日の地震発生後 5 日を経た 10 月 7 日に至り、幕府は幕臣層の被害に鑑み、救済措置を決めた。その内容は、被災者の禄高に応じた次のようなものであった。

まず、万石以下から 100 石までの領地支配をする^{ちかたどり}地方取と 100 俵以下禄米取の御家人層に大別し、前者には無利息 10 年賦の拝借金を、後者には返済を要しない救済金（^{くだされきん}被下金）を与えるというものであった。なお、被災対象は家屋の被害に対するものであって、人的被害は考慮されていない。表 2 - 8 「万石以下・地方取拝借金規定」および表 2 - 9 「御家人救済金」に明らかなように、被害等級は居宅類焼、全損、半損の三段階であって、当初「大破」は救済対象外であった。

支給予想額として、旗本 500 石以上について 89,177 両 (107 億 124 万円) 余とされている (表 2 - 10「500 石以上旗本拝借金見積高」)。500 石以下は被害額不明としている。

(1) 幕府の救済策から推定される建物倒壊

ここに予想されている被災予想人員を実際の旗本数と照応させれば、幕府中枢部が幕臣層の被害をどの程度のものと見ていたかを知る手懸りとなる。安政江戸地震当時の旗本数は不明なので、約半世紀前の寛政期の数値 1,674 人に基づくと、500 石以上の被害旗本を 1,658 人と予想しているから、ほぼ 100%の被災と推定していたことになる。もちろんこれは予想であるから、当然、実際との差はあるはずだが、この地震の被害をきわめて甚大なものと幕府中枢が受け止めていたことがわかる。なお、幕府が旗本・御家人の屋敷地の広さは、17 世紀半ば、および 17 世紀末に石高を基準に定められたが、幕臣の数が増えるに従い、屋敷地の広狭は基準通りに与えられることが困難になった。因みに 500 石層の旗本屋敷地は、多少の差異はあるものの、実際の例では、ほぼ 300 坪程度が一般的である。このうち、建坪は、40% 前後と考えられている。

さて、実際の被害数はどの程度であったのだろうか。先の救済金規定に基づく最終的な支給総額が、当時勘定吟味役^{かんじょうぎんみやく}であった村垣与三郎の日記から得られる (表 2 - 11「拝借・御救金受給者実員数」)。この史料では、支給金額が四項目にまとめて書き上げられているが、(1) は拝借金、(2) は被下金対象の旗本層、(3) と (4) は「未々軽き者」とされるもっとも身分的に低い地位の御家人層と考えられるので、各々を合算すると旗本層 4,488 人、御家人層 12,966 人となる。これを寛政期 (1789 - 1800 年) の旗本、御家人総数に占める割合でみると、前者では被災率 86.2%、後者では 75.3% という数値が得られる。両者を平均すると 80.8% となる。幕臣層の約 8 割が家屋に何らかの損害を蒙ったということになる。ほぼ江戸全域に被害が及んだと考えてよいだろう。

ところで、救済金支出に当時直接関わった勘定吟味役村垣与三郎によれば、皆潰 = 6 分以上潰、半潰 = 5 分以下とし、4 分以下の大破は当初救済金の対象から除外されていたが、1 分ないし 2 分の潰れでもそのまま住居できないことが考慮されて、安政 2 年 (1855) 11 月に、4 分以下の大破でもすべて半潰に準じて救済金を支給す

ることに決した（「地震一件」国立国会図書館所蔵）。これに応じて、救済金支給規定の緩和がなされた。なお、ここで「6分」などと表現されているのは、6割のことを意味する。

したがって、表2-11「拝借・御救金受給者実員数」の80%余という家屋被災率は大破を含め、何らかの被害を受けたものすべてを含むと考えてよい。もちろん、被災したが救済金は一切受けないという者も稀には存在したかもしれないが、幕臣の一般的逼迫度からみれば、そうした者はいたとしても極めて例外的存在と考えてよいだろう。

（2）被害届けの誇大化

被害者自身が書き上げた被害届けは、必ずしもその客観性を保証できない。これは現在に通ずる問題を孕んでいる。以下では、小なりといえども、領地を所有する殿様としての旗本の領民への普請修築費用の要求事例である。江戸屋敷被害が被害を受けた旗本のうち、その領地の村々に対して屋敷普請修復金の調達を命じた事例を幾つか列挙した（表2-12「旗本被災例」）。表中「被災状況」欄に「地震大風之記」に記された被害の表現と、修復金負課のため旗本役所から知行地村々に宛て出された被災状況の説明に差がある。たとえば、大久保信濃守の場合、「地震大風之記」では“長屋一棟潰”が、在地における史料では「住居向並びに土蔵、長屋、其外破損」となっており、とても同一対象の被害を伝えているとは思われない。これと同じことは、山岡十兵衛や菅谷長門守の場合についてもいえる。牧野主計の場合は在地関係史料の中に地震被害の状況を伝えるものが見当たらなかった。

これらの例に見られるように、「地震大風之記」に被害状況が記載されている場合は総じて被害の著しい場合であったと考えられる。このことは、在地村々に課した普請修復金が300両（3,600万円）あるいは500両（6,000万円）と多額に及んでいることから類推される。これに比べ、「地震大風之記」に記載されていない場合は、すべて、破損、大破といったやゝ軽い被害に留まり、在地での調達金高が低いことから、以上の推定の妥当性が裏付けられる。

（3）幕府の地震被害調査

最後に、「地震大風之記」の被害調査がどのような形で行われたものかについても

述べておこう。「地震大風之記」は大名・旗本の各屋敷への調査内容からして、一人や一特定藩などの私的性格を帯びた調査結果ではない。とすると、幕府の手になるものと考えざるを得ない。幕府がこの地震後に出した諸布達のなかで、これに該当する布達は、10月12日に勘定奉行から町奉行宛に出されたものではないかと考えられる。布達の内容は

- ・ 1万石以下層の姓名・石高・屋敷所在地
- ・ 住居向・門・長屋向などの類焼・皆潰・半潰（6分以下潰）・大破の区別

以上の二点を、帳面に仕立て提出するよう指示されている。「地震大風之記」は以上の指示に対応した内容にわたってまとめられている。

おそらくは、この布達に基づき、町奉行配下の与力・同心によって、江戸府内の各地域の武家屋敷の被害調査が行われ、「地震大風之記」の元になる史料が作成されたのではないかとと思われるのである。

「地震大風之記」が先に掲げたように、旗本自身が被害届けを出したものの集大成でないことはすでにいくつかの事例から判明した。

以上をまとめると、10月7日に出された旗本・御家人層の被災者救済令によって10月12日の幕府による被災調査となり、「地震大風之記」に結果する被害概要が把握された。しかし、その調査過程で潰れが4分以下の「大破」と見なされる被害程度であっても、屋敷にそのまま住むことは出来ないこと、また、救済金支給にあっても被害度の認定などに多くのトラブルが生じたことなどから、11月に至り、救済金支給規定が緩和され、1分ないし2分程度の破損も救済金支給の対象となった。その結果、救済支給総額9万両(108億円)弱に達したのではないかと考えられる。旗本自身による被害届けの場合の誇大表現の例などからしても、幕府役人の巡回調査という方法は、屋敷内部へ入り込めないという限界はあるもののある程度の客観性は保たれたものと推定してよい。

以上の点を通して、「地震大風之記」には、被害度の大きいものが掲げられ、大破の部類に属する比較的軽い被害は記載されなかったといえることができる。したがって、「地震大風之記」は、旗本層の被害を網羅したものとはいえない。しかし、網羅性は望み得ないが、全体の被災傾向、つまり、被災件数の地域的ばらつき、焼失件数の団塊約分布、旗本屋敷構成の実態を反映した住居・長屋の被災率の高さ、及び土蔵被災件数の低さなどは表2-3「旗本屋敷の被害状況」によってわかる。

(4) 被害書き上げ資料の限界

最後に補足しておきたい1、2のことがある。旗本・御家人層の人的被害の総体を知る手がかりがないということである。まず、第一には、旗本屋敷には一体どれくらいの間人が生活していたのかという点がわかっていない。旗本自身の家族、陪臣(幕府にとっての家来の家来)とその陪臣家族を加えると、膨大な人数となるはずであるが、その詳細な数値は幕府も当時把握していなかったと考えられる。したがって、被災率は、救済金支給状況から約80%と把握できても、家屋の損壊状況を反映しているに過ぎず、旗本・御家人の死傷者の数は現在のところ不明である。

しかし、第二には、さらに大きな問題がある。それは、武家の相続に関連して、地震によって死亡したことを公にしない事例が多かったと推定されることである。

その事例を示しておこう。これによって、なぜ幕臣層の被害実態が不明かについての政治的あるいは社会的理由の一端が推定できるからである。

青沼^{えいたろうまさもり}鏝太郎正盛(750石、屋敷地本所相生町三丁目内350坪)の屋敷は類焼しなかったが、座敷のみ残り、他はすべて倒壊する被害を受けた。「地震大風之記」では、青沼の被害書き上げは見出されていない。幕府の政事を記録した『柳営日次記』には、鏝太郎正盛の死亡の事実は記載されず、翌安政3年(1856)9月5日に養子を取り家督相続が許され、相続なったことになっている。しかし、菩提寺曹溪寺(港区南青山2-9)を調査した結果、無縁墓碑のなかに鏝太郎正盛「安政二乙卯年十月初二日」と没年月日が刻された墓碑が発見されたという(原史彦「安政江戸地震における旗本屋敷の被害」『江戸東京博物館調査報告』第10集)。幕臣層の被災が記録されない理由のうちには、こうした事例が少なくないと推定されるのである。

当初は、救済金支給に際して、皆潰は6分以上の倒壊、半潰は5分以下とし、大破の部類は対象外としていたが、結局1分ないし2分程度の損壊でも仮住居せざるを得ない状況に鑑み、4分以下の大破についても半潰に準じた救助金支給となった。

その結果、幕府が支給した旗本・ご家人への救助金総額は8万8,795両余(107億円)となった。この救助金、あるいは救済金によって、どの程度旗本・御家人屋敷の復旧がなったのか詳細は不明である。しかし、屋敷替えなどが頻繁に行われたことは、損壊住居の再建を避けた事例が多かったことを推測させる。

3 . 町人地

町人地の被災状況、幕府の救済措置については、武家地の場合と異なり、町触を通して、被災後の行政のあり方を問うことができる。以下では、江戸の町触を通して、震災後の状況がどのようなものであったか考えることにする。

(1) 地震後の緊急対応

安政江戸地震後の町々では、今日でいう行政、つまり当時の幕府、あるいはその下部組織で、江戸の町を直轄管理した町奉行所は、一体どのようにこの震災に対応したのだろうか。現在記録に残されている町奉行所から出された指令（町触）から多少のことはわかる。

町触とは、江戸の町人を管轄した江戸町奉行から江戸府内の住民に向けて出された指令あるいは告知、教諭などの上からの伝達を指す。町触は、直接、住民に達せられるのではなく、町々を管理する名主を通じて、町の一屋敷地（江戸時代は地面といった）を差配する家主いえぬしに伝えられるか、町触の内容によっては、町に設けられている番屋に張り出されるなどして末端にまで告知された。安政江戸地震の当時1,865町が約240人程度の名主によって、数か町から多い場合には30か町程度をまとめて管理される仕組みであった。名主が置かれていない町々には月行事役がつぎょうじが置かれ、行政の末端業務を担った。名主の役目は、町奉行所などの支配役所からの命令を町の住民に伝えたり、町内の土地売買の保証人を務め、あるいは町内の地主から徴収する町入用の管理、運営ちやうにゆうようを行い、訴訟の保証人などを務めるなど多様な役目が課された。名主は町の管理が最大の任務であり、上部機関と末端の住民との狭間に立って、町の自治と管理の最前線の行政的責任を負っていた。支配町々への町触を記録し、町奉行からの調査を実施し、下部への伝達事項を遺漏なく遂行するために、書役かきやくや歩役あるきやく（書類などを伝達する役目）などの下役を雇い、専門職として町々から給料が出されていた。名主たちに触れ出された町触のすべてが判明しているわけではないが、これを追っていくことで、ある程度、地震直後の緊急対応がわかることになる。

そこで、どのような手順で、震災後の混乱を收拾しようとしたのかを町触を通してみておくことにする。現代の私たちから見て、問題となるべき項目をいくつかに分けてみよう。また、幕府の対策と現実に行われたこととの落差も検証しなければ、

その実態を知ったことにはならないが、手掛りが得られる範囲で実態の追求もしてみよう。

a . 震災直後

地震直後の 10 月 2 日の夜、町奉行所が出した最初の町触は、火の元の注意であった。地震後出火、焼残った場所では特に水溜桶など消防の手当てを嚴重にするように、市中全体へ至急の伝達が南北 2 か所ある奉行所から触れ出された。これと同時に、諸物価、職人手間賃を高値にしてはならないことも触れ出されている。この物価抑制令は以後たびたび触れ出されることになる。

3 日には、630 人以上の遊女が客達ともども折り重って焼け死んだ吉原から命からがら逃げ延びた遊女たちが、市中に「散乱」しては風紀が悪くなるとして、町役人たちに取締り強化が触れ出されている。因みに、新吉原は 2 万坪（66,000 m²）に人口 1 万人弱という高密度、しかも遊女が逃げ出さないように周囲が堀に囲まれていたため、異常なまでに多くの焼死者を出した。地震による出火で吉原内はほとんどが焼け野原になった。このため、食べ物に窮した遊女たちが市中で客を取り始めたという事態があったと伝える資料が残されている（『藤岡屋日記』）（第 2 章末コラム「下りなかった反り橋」参照）。

以上の町触からは直接具体的な対策が講じられたということは見えてこない。本格的な震災対策が始まるのは、地震後の出火の騒動も収まった 4 日からであった。消防活動も地震直後はほとんどそれぞれの自分自身の処し方に追われて、消火活動に当たる者がいなかったとされている。“江戸の華”といわれるほどに頻発した火事には、消火の組織的体制も整えられてはいたものの、地震に伴う出火のため、日頃の消防活動もほとんど機能しなかった。35、6 か所といわれた火元からの延焼は、無風状態が幸いして、それほどの広がりをみせなかった。

5 日から市中取締掛りの名主は番組ごとにひとりずつ詰め、上からの指示をすぐに組に伝達できる態勢をとるよう指示が出されている。また、5 日の夜には、町年寄より 6 日の五ッ時（午前 8 時頃）、江戸町奉行の市中巡見が行われる旨各町名主に回状が出され、その道順が告知された。この時の北町奉行は井戸対馬守覚弘、南町奉行は池田播磨守頼方^{よりまさ}である。巡見の道順は、呉服橋門から出発して、呉服町、通り一丁目、尾張町二丁目、そこから幸橋門外の桜田久保町、兼房町^{かねふさ}などの町筋、芝口三丁目まで下り、また、芝口の汐留三角屋敷へ上がり、木挽町五

丁目、築地南小田原町、鉄砲洲霊岸島から永代橋を渡り、深川永代寺、三十三間堂から猿江、本所菊川町、松井町、一つ目橋を渡り両国橋を渡り、横山町から本町一丁目、常盤橋を巡回するものであった。市中の中心部、および被害の集中した築地から深川、本所へ向かい、両国橋を渡って、常盤橋に戻るというコースである。浅草の寺院門前町や、神田小川町周辺の武家地の被害激甚地はコースに含まれてはいないが、市中の様子を把握するコースとしては妥当だといえる。これについて町年寄樽屋父子が先導役を勤め、町奉行池田播磨守が鍛冶橋門より回状通りの午前8時頃巡見に出発したものの、名主の出動が見られなかったと記している。市中は混乱状態であって、町奉行の巡見にも対応できないほど、名主は多忙を極めていたということだろう。町奉行の市中巡見は通常、就任に際して行われる慣例であったから、この場合は、例外的事例であった。町奉行自らが市中の被害確認のために巡見したという事実は、この災害に対する行政の姿勢を示すものと考えてよいだろう。

b．震災後2カ月まで

以下では、地震発生後の10月から12月までの町触に見られる内容を1．死傷者の取り扱い、2．避難所設置と食料配布、3．物価統制、4．職人賃銀抑制策などについてどのような対策を立てたのかみていく。

*** 緊急対策1：死傷者の取り扱い**

震災で死傷した町方の人数は、町奉行所の調査による公式数値で、死者約4,293人、負傷者約2,759人であった。実際にはこれより多いことは確実である。その理由の一端はすでに大名屋敷の被害で述べたとおり、町奉行の管轄外の江戸の住人、たとえば、武家屋敷奉公の町人たちなどが多数存在していたからである。

さて、震災による死者については、当時「変死人」と称され、通常死亡した場合の検死の措置をとらなくてよいという指示が4日に出されている。緊急措置のひとつである。

震災での死亡者については、名主が遺体の検死に立ち会うことを命じられ、変死・怪我人、潰家の調査を6日に持ち寄るよう指令が出された。また、同じく4日には、町会所掛名主から、死傷者の数、所属町、怪我の様子を町番組ごとに帳面にまとめて8日までに町会所に出すように命じている。事件や事故などとは異なる緊急の措置であることに留意する旨の注意書きがなされている。つまり、震

災後の緊急対策として行政上の特別扱いがなされていたのである。遺体の埋葬については、本所回向院^{えこういん}が引き取り手のない死亡者には、回向料無料で死者を引き取る旨奉行所を通じて各町に通達された。また、重篤の怪我人についての調査は10月9日に命じられ、11日までに番組ごとにまとめて町奉行所に提出するように求められている。

震災に伴う潰家や死傷者の確認などの行政全般に関わる指令は町奉行所、救民事業に特化される事務は町奉行所の管轄下にある町会所掛からそれぞれ必要な指示が出されている。震災直後から明確な業務分担がなされていた模様である。飢饉や火災などの際の救民事業を担当するために設けられた町会所にとって、震災は初体験ではあっても、寛政4年(1792)の創設以来蓄積されてきた救民事業のノウハウが活かされ、震災後の迅速な救済体制を布くことにつながったと考えられる。

* 緊急対策2：お救い小屋と握り飯配布

同じく4日には、お救い小屋の設置が触れ出された。浅草雷門前・深川海辺町の2か所は5日夕方から、幸橋門外は6日夕方から開所するので、小屋入り願いの者は、それぞれ小屋へ願い出るよう触れ出された。また、小屋建設のための板囲い部材などの調達に支障が生じないように命じている。お救い小屋では同時に、窮民へ握り飯の炊出しが行われ、1人握り飯1つずつ町々の責任者が受け取り、自分の町の窮民に配布した。

町会所のお救い小屋はこのほかに2か所が設置され、また上野寛永寺管主の輪王寺宮が上野山下にお救い小屋を設置した。それぞれの開所期間と入所した窮民数は次のようであった(表2-13「お救い小屋収容人数(安政2年)」および図2-13「お救い小屋設置場所」)。ここで行われていた握り飯の配布が広い江戸の窮民全体に行き届かないと判断されたのだろうか、お救い小屋設置から約1週間を経た10月12日には、握り飯配布を白米配布とするかどうか、名主の意見を聴取している。5番組の南伝馬町三丁目、豊町、白魚屋敷の町々の住民1,430人ほどの16%にあたる240人が握飯配布を受けていたが、仮小屋では煮炊きもできないとして、依然として握り飯配布を希望していた。江戸全体で、この握り飯配布を受けた人数は20万2,400人であったという(『東京市史稿』救済篇4巻)。しかし、握り飯配布は10月20日で中止した。そして、其日稼ぎ^{そのひかせ}の困窮者で、引き

続きお救いを希望する者については、お救い小屋入りの者を除き、次の条件を目当てとして、11月8日までに調査するよう、達が出されている。

其日稼ぎの困窮者取り調べ方目当てとされたのは、

- ・ 棒手振^{ぼてぶり}（路上で振り売りをする行商）、日雇いなどの其日稼ぎの者
- ・ 職人で、手間賃によって家族を養っている者
- ・ 道心^{どうしん}（民間の僧侶、尼）、托鉢僧^{たくはつそう}
- ・ 場末の地主、家主のうち、貸地の地代収入も少なく、日稼ぎに出て家族を養っている者
- ・ 表店商いで収入の僅かな者
- ・ 職人の下請けの細工などを行っている者

以上の場合について、15才以上の男女をすべて人別帳（江戸の町における住民台帳）の様式にしたがって、店名、戸主、家族、年齢、職業などを記し提出すること、また、それぞれの町で取調べの基準が区々であっては問題となるので、同役の間でよく打ち合わせるように指示されている。なお、このお救い米を受けた町人は38万1,200人余であった（『東京市史稿』救済篇4巻）。

ここで、注目すべきことは、こうした基準は、震災の救助に際して新たに設けられたものではなく、従来からの町会所の窮民救助の際のマニュアル、つまり、大火で類焼した窮民救済、あるいは天保の飢饉時の窮民収容のお救い小屋設置、あるいはお救い米の給付など、すでに実績のある救済マニュアルに基づくものであったという点である。このことは裏返せば、窮民として町会所の救済対象なる住民層はすでにひとつの社会層として行政側に把握されていたということである。災害のような非常事態が発生した時には、行政上の救済措置が行われなければ都市の機能が安定的に展開しないという経験的認識が強く活きている社会であった。

* 緊急対策3：物価統制

火事は頻繁に起きる都市災害の一つであったが、火事に限らず、地震、台風、洪水など建物が破壊損傷し、その修復に多量の材木類の需要が見込まれる場合には、必ず物価、特に材木、釘鉄銅物類の価格騰貴に対する警告が出された。安政江戸地震の時は、物価の一般的な抑制令はたびたび出されたが、特にこうした材木、瓦など建築材の統制策が顕著であった。単なる物価抑制令では効果が上がらないことから、元値段、流通過程での手数料抑制、最終的には公定値段を敷くと

いう過程を踏んで、物価の高騰を防ごうとしている。その過程を、町触を通してみると、次のようなことになる。

すでに見たように、震災発生当日の2日の夜には物価騰貴を戒める町触がだされてはいるが、これは一般的なものである。

市中が混乱を極めていたと思われる震災3日後の10月5日には、生活回復に向けて予想される混乱を避けるために、以下の各点にわたる細かい指示が出された。

- ・風評是正；市中騒動であるから、商売を当分休むように町奉行所から指示というのは、単なる風評であって、事実ではない。商売渡世を休むことなく、励むこと。
- ・両替；銭両替が滞っているが、両替屋は家業に励むこと。
- ・人足不足；職人、日雇とも人足不足の状態だが、解消の努力をすること。
- ・飯米不足；米屋の土蔵などが潰れ、米が不足している現状だが、米問屋や仲買が米の放出をするなどという風評を立てる者には厳しい取締まりをする。
- ・余震対策；余震を恐れ、往還（通り道）に建具などで困った仮小屋を建てる者が多いが、武家の通行に差し支えるので好ましくない。町役人はこの事態を是正するよう心得ること。

以上について、町々、店、一般住民に至るまで至急通達するようにせよというものであった。個別の具体策はここではほとんどなにも示されず、取締まりに対する町奉行所の一般的方針が示されている段階だといえる。しかし、この段階で予め風評、流言に対する取締まりを打ち出していることに注目したい。

江戸時代の町触は、現代的視点からいえば、生活干渉そのものともいえるものであった。識字能力のない、したがって教養を欠いた住民に対するお触れは、教え諭すという点に意義が込められており、ああしてはいけない、こうしてはいけないといった禁止条項に満ちたものになる。規則を立てると同時にそれを遵守する意義も説かなければ効果がないから、「末々までも申し聞かすべし」とされるお触れにはこうした生活干渉は当たり前のものであった。

* 緊急対策4；職人手間賃の高騰抑止

職人の手間賃を含め、物価高騰の一般的な抑止令は、すでに10月2日の地震発生当日の夜から名主に対して出されていた。しかし、職人の手間賃高騰が目に見えて問題化した現実を前に厳しい統制策が出されるのは、地震発生4日を経た

10月7日段階からである。7日の町触は大工、左官、屋根職の鳶職人などの賃金高騰を抑制するため、まず町々の番屋へ手間賃増し賃金の禁止の張紙を指示、町内職人それぞれに直接申し聞かせ、さらに、職人の属する頭から承認の印を取るように求める本格的なものである。9日に番屋へ手間賃増し賃金禁止の張紙が張られた。これより10日経た10月18日には、損壊した家屋や土蔵の片付けに渡り職人を雇うと、人足の雇主より不当な賃金の要求が頻々として発生しているとして、江戸一番の本店が集中している日本橋界隈の町火消組のい組、ろ組、せ組、も組、め組、す組、百人組の各組人足頭取が町奉行所の白洲^{しらす}に呼び出され、事態を心得るよう申し渡された。次いで翌19日には、平常時の賃金と現行の高騰した賃金の動向調査を踏まえて、とりあえず、さらなる高騰を防ぐ措置として、大工では平常時の銀3匁を銀4匁5分（150%増）、左官では平常時銀3匁を5匁（167%増）、鳶人足日雇では平常時銭300文を348文（16%増）と、それぞれ職種に応じて多少の高低はあるものの、正職人では5割増し以上の高値賃金を認めた。これでも有効ではなく、高値賃金を要求する人足頭が役所に捕縛される事態に至っている。

* 緊急対策5：金融

幕府がもっとも神経質にこだわったのは、民間に出回る金融に関する流言であった。たとえば、10月20日には、借金を無用とする棄捐令^{きえんれい}の噂が出ているとして、これを否定する町触を出した。また、幕府の貸付金（馬喰町貸付金）斡旋をするなどと吹聴する者がいるとして、こうした者の取締まりなどを行っている。民間での損壊建物の修築資金の困難な状況がこうした噂を拡大させる要因であった。

* 応急対策6：建物被害調査

地震発生直後の緊急被害調査のほか、町地の被害建物は11月23日の段階で行われた。類焼、皆潰家屋、半潰家屋及び家作歪みの四項目にわたって調査が命じられていた。河岸地の建物の被害調査も行われた。これは救済を講ずるためのものではなく、被害実態を町奉行所が把握しておくためであった。

* 応急対策7：駆け付けと義捐金

現代、災害が発生すると、ボランティアはすぐに災害現場に赴くという支援体制が作られるようになった。江戸時代には、出入りの職人や関係者が駆けつける

という慣行が強く生きていた。この点については、私たちはすでに大名屋敷の出入り職人、商人の人足提供などの事例などで承知しているところではある。見ず知らずの人たちが互いに力を貸しあうというような社会的関係は形成されてはいなかったが、町方の生活空間では、さらに濃密な近隣町内、出入りの人たち、国元の親戚などの地縁、血縁関係によって結ばれたネットワークは強力な磁場を發揮した。地震見舞いと称して、震災後の片付けの手伝いを人びとが遠くから馳せ参じたのである。

また、現在の義援金に相当する「^{せきよう}施行」と呼ばれる民間の相互扶助が広く震災社会を覆い、貧困層の生活回復に役立った。幕府は自ら出資するだけでなく、災害時の民間の相互扶助を積極的に行わせるために、施行を行った町人を褒賞し、名前と施行額を町々の番屋に張り出させた。ある程度の営業規模を持つ町人にとって、施行を行うことが一種の社会的義務であり、また同時に社会的ステータスを示す行為と位置づけられていたのである。

施行はお救い小屋に対するものと、町々の貧困層に対する場合とがあった。前者の場合で 174 件、米、梅干、沢庵、鍋など多様な物品の施行があるので、施行額は算出できない。後者の場合は施行町人 255 人、施行額は 15,000 両に及んだ。現在の金額にして、1 両 12 万円として、18 億円となる。しかし、施行は裕福な町人が自分の住む町や貸家に住む住民の生活回復の目的で行われたから、施行も町の豊かさに応じて厚薄が著しかった。つまり、豊かな町に住んでいれば、多額の施行に預かったのである。町番組ごとに集計した施行町人と施行額を、被害者数と見比べると、必ずしも被害の激しいところに高額な施行がなされているわけではないことがわかる。1 番組など江戸の有数の豪商が集まる町々と、周辺街道筋に沿う場末の町の格差は歴然としているのである（表 2 - 14「居廻り施行(施行高別)」）。

こうした不均等があるからこそ、幕府が設置するお救い小屋やお救い米が困窮度に応じて救済されることが必要だったというわけなのである。幕府が設置するお救い小屋は、特定の町に限定しない、江戸全体の被害困窮者を收容した（表 2 - 15「お救い小屋施行と居廻り施行」）。

こうした多額の金が民間の拠出金として放出されたから、震災を受けたとはいえず、日頃の生活困窮を一時的であっても忘れることもできた。大工、左官、鳶職

などの職人は家屋修復の人手不足で、賃金が高騰し、引く手数多となった。日頃は格の高い遊び場であり、職人には高値の花の吉原が、幕府の許可によって^{かりたく}仮宅（仮営業所）を指定の場所に500日間設けた。そのため、震災景気で金回りのよくなった職人はこうした悪所に通い、吉原の客層が一変した。仮宅でひやかしをする大工、左官、鳶職などを擲擧した地震鯨絵が出回るのも決して絵空事ではなかったのである。

第4節 都市インフラの復旧

1. 都市機能の回復

安政江戸地震後、日々の生活に必要な都市機能、たとえば、上水、道路の復旧はどうであったのかを考えることは、現代社会に住む私たちにとってどんな意味があるのだろうか。江戸時代の都市に生活することとはどんなことであったのかを想像してみることすら難しいのに、一時的にせよ、それらが断たれた生活とはどのようなものであったのかを考えてみることはほとんど出来がたい。また、直接有効なことがあるとも思えないというのが率直な意見だということは否定しない。

しかし、すでにみてきたように、生活困窮者に対していち早くお救い小屋が立てられたり、出火の危険を避けるために煮炊きを禁じて握飯を配るなど、巨大都市が持つ危機回避のマニュアルの存在が重要な役割を持っていた。こうした対処の細部では、現代社会が災害に直面した時に活かせる知恵もなくはない。近代社会とは異なる組織原理の社会の持つ危機への対応力を知っておくことは、一見高度に複雑な現代社会を根底で支えるものとはなにかを考えていく場合に役立つかもしれない。というのは、災害は、強力な破壊力で一時的に日常のさまざまな関係を断ってしまうからである。そうした時に発揮される人の力は、時代を超えた共通性を持っているはずである。以下では、典拠とすべき資料が少なく、実像に迫ることは簡単ではないが、地震後の社会の生活回復の道筋を辿ってみることにしたい。

江戸市中で起きる事柄は、町奉行が直接の行政的責任を負うものではなくとも、さまざまなかたちでの関与が求められた。江戸の町はすでに述べたように、一元的な支配がなされていたわけではないから、管轄役所間の相互通告の義務も欠かせない。それらのことごとを記した町奉行の最重要書類であった「^{ふれどめ}触留」、勘定奉行の書類であった「^{かきつけ}書付」、あるいは普請奉行の記録である「書上帳」から、間接的ながら、江戸城下

の地震後の復旧状況がある程度推定することができる。

以下では、そうした項目のいくつかを選び、復旧、復興の過程を追ってみることにする。ただし、「触留」の場合には、安政2年(1855)を欠くが、安政3年(1856)が存在する。安政4年(1857)と5年(1858)を欠くが安政6年(1859)は存在するなど、それぞれに欠本が多い。

以下の各項目にあげたものは、江戸の都市機能の回復状況を知る目安となる都市公共施設である。これらの修復を担当する部署は、勘定奉行支配下の普請奉行、作事奉行、小普請奉行であって、町奉行の直接的担当ではない。しかし、町奉行が管轄する町地への材木置場設置場所の承認、あるいは幕府施設近辺での出火の際の駆付け人足(防火の目的で火事場へ出動する人足)など、町奉行が関わる問題も少なくない。

南北2か所ある町奉行所は月番制であって、担当月をはずれた非番の役所は門を閉じてはいたが、回状などを写すなどの仕事をした(『幕末御触書集成』別巻、解題)。しかし、安政江戸地震発生後の状態で見ると、震災発生後の翌月11月は、町奉行支配下では救済関係の名主の担当者が急遽増員されたり、勘定奉行支配下では震災担当者が増員されるなどして、全体として臨機応変な体制が採られた。

町奉行所管の「触留」は、単なる回状留であるから、書かれている内容からは、上水、その他もろもろの都市施設の修復の実態はわからない。しかし、普請小屋設置による修復工事の着手、小屋場の撤去による工事完了などの推定が可能となる。そうしたことから年表風にそれぞれの修復過程を列挙すると、震災以降の都市施設の復旧状況が把握できる。

(1) 上水

江戸市内の上水は、玉川上水が江戸の4分の3の範囲、神田上水が4分の1の範囲に上水樋による給水を行うことになっていた。江戸は西の台地と、東の隅田川、南の江戸湾岸の低地からなるため、台地と谷が入り組む低地の境界では良質の湧水が得られた。掘井戸による飲水獲得可能な地帯へは玉川、神田の両上水は給水装置が敷設されていない。神田上水は家康入府の天正18年(1590)から大久保主水に敷設を命じたといわれている。神田上水の水源は井の頭、給水地域は神田、日本橋北を中心とする初期の町地開発地帯であった。玉川上水は、その後の市街地発展に伴い、不足する上水供給を補うため、玉川兄弟に開発を請け負わせ、多摩川羽村の

取り入れ口から四谷大木戸まで 40 キロメートルの水堀を開発、承応 2 年（1652）竣工した給水路である。武蔵野台地の畑作地帯への農業用水の供給も兼ねた開発であった。江戸市中への給水は、四谷大木戸の水番屋が管理する上水取り入れ口から四谷見附まで石樋を用いた。ここから、3 筋の木樋を四谷堀に掛樋で渡した。その 1 筋は組合掛と称する麹町の大名屋敷、武家屋敷、町屋へ、あとの 2 筋は江戸城内の本丸、吹上庭園へ銅張り木樋で給水した。また、さらに 1 筋は京橋までの給水を自然流下で確保するため、四谷堀を渡さず、四谷見附（現在標高 28m）と、赤坂溜池の低地の落差を利用して、紀伊国坂に埋め樋を設けた（図 2 - 14「四谷見附付近玉川上水樋線原図」および図 2 - 15「四谷見附付近玉川上水樋線トレース図」）。この箇所も本管用石樋が敷設された。それ以外の地域では、松材などを継ぎ足して使う大小の木樋を用い、末端では竹管を使って溜井戸に貯める自然流下の用水路である。江戸中期に、幕府普請奉行の管轄するところとなる。安政江戸地震では、これらの木樋や竹管の継ぎ手がはずれたり、枡が破損したりするなど、漏水が間々起きた。もっとも激しい水漏れは四谷大通に埋められた石樋のズレによるものであった。この漏水は四谷通りに水が溢れる状態となったため、多くのかわら版などにも登場する地震損所の名所ともなった。

震災直後の 10 月 10 日、上水を管理する普請奉行は、玉川上水の取入口のある羽村へ大工棟梁を派遣した。仕事の具体的内容は不明だが、11 月末に旅費の支給を行っている。続いて、安政 3 年 2 月には、四谷本管石樋について、5 日間を要する暫定的な水止めを行い、その後、江戸中心部の上水木樋の修復に着手している。上水の修復は、以下のように進められた。カッコで括った場所は修復が出来たことが記録上認められたものである。安政 4 年（1857）と安政 5 年（1858）の継続的記録を欠くが、玉川上水管理の記録である「玉川上水留」による既存の研究などで補い年表にすると以下ようになる。

上水修復地域

安政 2 年 10 月	多摩川羽村水元へ棟梁派遣
3 年 2 月	四谷仲町（石樋本管暫定修復）
3 月	松村町（京橋）
4 月	南八丁堀、幸橋、外桜田、築地、四谷御門外、赤坂柳堤

	5月	木挽町五、六丁目
	6月	麴町紀伊屋敷樋、木挽町四丁目、 木挽町五、六丁目
	7月	木挽町、赤坂柳堤、芝口、 外桜田
	8月	虎門外、西久保、幸橋門外、四谷門外
	9月	赤坂柳堤、 虎御門外
	10月	赤坂柳堤、浜町河岸久松町
	11月	四谷門外石樋（掛樋；水番屋から塩町三丁目）
安政4年	6月	四谷通荒木横町～天徳寺門前代地町（四谷石樋本管）
	12月	四谷通荒木横町～天徳寺門前代地町
安政5年	1月	四谷塩町三丁目～荒木横町（四谷石樋本管）
	4月	四谷塩町三丁目～荒木横町
安政6年	3月	日比谷小路、四谷堀端石樋、麴町本丸掛樋、麴町吹上掛樋
	4月	神田上水浚い、神田橋門内神田上水樋
	5月	赤坂紀伊国坂石樋、四谷仲通石樋
	6月	木挽町六、七丁目、赤坂柳堤水番屋 - 葵坂間樋
	8月	木挽町六、七丁目 赤坂柳堤水番屋 - 葵坂間樋
	9月	赤坂柳堤石樋
	10月	半蔵門外吹上掛樋
	11月	神田上水小伝馬町樋、神田上水水戸屋敷内樋、竹橋門外 赤坂柳堤水番屋 - 葵坂樋
	12月	外桜田西丸下、半蔵門内本丸掛樋・吹上掛樋、赤坂柳堤水番屋

以上によれば、神田上水の損傷は記録にはあまり認められないが、実際に損傷がなかったかどうか、この記録からはわからない。また、玉川上水の本管石樋の付替え工事となった四谷、また、赤坂溜池の柳堤通沿いの石樋修復は、区域を小区画に区切って進行させたため、安政3年（1856）の12月に漸く水番屋修復に至った。本管の石樋の応急処置をした後、末端木樋の修復が進められていく手順がわかる。

工事中は1日程度の水留がしばしば行われていたから、生活上の不便は免れなかった。しかも、工事途中で、大規模な漏水発生（安政4年7月）などの事故も起きた。こうした事態をクリアしながら、工事が進められていったのである。本管の大工事とともに、徐々に江戸城周辺の修復へと進み、町屋への水供給は安定していっ

たと推定される。しかしなお、安政6年末段階でも、完全な修復がなされなかった。

なお、四谷石樋本管工事が大工事であったことの一端は、次のような、石樋筋の設置替えを行ったことから推測できる(図2-16「四谷万年石樋震災復旧予想図」)。この第1期工事は安政3年(1856)2月から3月まで、工費403両余、2期は4月から8月まで、工費不明、第3期は安政4年(1857)6月から安政5年(1858)4月まで、工費3,765両余であった(地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡発掘報告書『四谷御門外橋詰・御堀端通・町屋跡』考察編、1997)。本管石樋工事は長引いたものの、上水樋柵修復を含め、地震修復工事の担当役人に対する幕府の褒賞は安政3年12月に行われていることから、安政3年(1856)末を以って、震災復旧の緊急体制は解かれたと推定される。

幕府管轄の幹線にあたる樋柵については、年々徴収する水銀(水道使用料にあたる)と普請銀(水道樋柵修復費)を以って充てられた。水銀は、石高の大小に応じて段階別に徴収額が定められたが、圧倒的な負担を強いられた普請銀は、江戸の上水給水域を2,000万石とし、それを利用者総計の拝領石高(幕府から拝領する領地高)に引き当て、石高100石につき銀1分3厘8毛の割合で徴収された。給水を受ける江戸城、大名から小給の旗本・御家人に至るまで一律に適用された。町方は通りに面した表店の間口2間を基準とし、これを100石に換算、武家地同様銀1分3厘8毛の割合で徴収された。

慶応3年(1867)の武家方からの徴収総額は4,163両余(約5億円)、町方は235両余(約3,000万円)であった。都市施設の社会投資という側面からみて、江戸の町人は、武家屋敷に過重な負担が課せられるシステムによって、優遇されていたといえる(北原糸子「都市の水利」『明治維新时期を都市民はどう生きたか』)。しかし、幕府に納入が義務付けられている普請金には本丸、吹上、その他武家屋敷、町屋への給水本管修復に適應されるだけであって、自分屋敷へ引き込む樋柵修理費は自己負担であったから、これらを含めた上水樋柵の復旧工費の総額は、今のところ、算出できない。これらを含めた修復工事の総額は莫大な金額に達したと推定される。

(2) 各役所

幕府の主な役所の修復は、以下のように、順次進められた。四角で囲んだものは、

修復完了の記録が認められるものである。勘定奉行所、火消屋敷、町奉行所管関係の役所に限っては、色分けで示した。

安政 2 年	10 月	1 大番所
	11 月	2 勘定奉行役宅（小川町）、3 勘定奉行役宅（虎門外）、 4 勘定奉行役宅（神田橋）、本丸小普請持場
	12 月	5 牢屋敷、6 両国橋、7 火消屋敷（飯田町）、8 豊蔵役所
安政 3 年	1 月	3 勘定奉行役宅（虎門外）、9 火消屋敷（八重洲河岸）、 10 火消屋敷（御茶ノ水）、11 厩（曲木）
	2 月	12 評定所、5 牢屋敷
	3 月	13 町会所、14 火消屋敷（麹町）、15 火消屋敷（駿河台）、 16 火消屋敷（市谷）
	4 月	2 勘定奉行役宅（小川町）
	5 月	猿江材木蔵、17 火消屋敷（赤坂）、18 厩（鶴見）、 19 船蔵・船見番所、12 評定所
	6 月	20 浅草書替役所、浅草曆調所
	8 月	九段坂測量役所、16 火消屋敷（市谷）、21 北町奉行所、 22 勘定奉行役宅（小石川）
	9 月	お台場
	10 月	5 牢屋敷（風損被害取り繕い）
	11 月	4 勘定奉行役宅（神田橋；風損につき）
	12 月	3 勘定奉行役宅（虎門外；風損につき）
安政 4 年	4 月	浅草高札場
	5 月	竹橋内蔵地
	6 月	23 溜池山王宮、浅草高札場
	7 月	24 厩（諏訪部）
	9 月	25 大成殿学問所
（安政 5 年記録欠如）		
安政 6 年	1 月	26 金座吹所、大奥
	2 月	肴役所、27 青物役所

5月	3 勘定奉行役宅（虎門外）
6月	講武所（小川町）
7月	上野常憲院・有徳院御霊屋
8月	お台場
10月	本丸修復（地震損ではなく、6年7月炎上の修復）
	28 南町奉行役宅
12月	3 勘定奉行役宅（虎門外）

以上の各役所を地図上に載せてみよう（図2 - 17（修復各役所配置図 安政2～3年、安政2～4年、安政2～6年））。

この図によって、幕府の民政を中心とする役所の多くが、江戸城を囲む町屋の中心部に点在することがわかる。火消屋敷は、地震のあった安政2年（1855）に、従来の10か所から8か所になった。このうち7か所が比較的早い時期に修復に着手されている。地震後の出火には、自身の身の振り方に追われて消防活動が極めて手薄になったとされている。また、地震後も江戸市中は絶えず火災に見舞われているから、火消屋敷の修復はなによりも急務とされた。また、勘定奉行の役宅も、3か所が修復に着手された。しかし、安政3年（1856）秋の大風雨によって、修復途中の屋敷がふたたび損害を受け、再修復となっている。町会所は比較的早い時期に修復された。町奉行所は、南北2か所のうち、呉服橋門内北町奉行井戸対馬守覚弘の役宅は、門塀がいち早く修復された。南町奉行池田播磨守頼方よりまさの役宅は、ほぼ役宅関係の補修が終了する安政6年（1859）10月に手を付けられている。牢屋敷は単なる修復ではなく、焼失後の大改造に伴い、地盤から築直しをする新規普請のため、1年以上の年月がかかっている。それぞれ、修復着手の時期や損傷の程度によって修復に要した期間は区々であるが、4年以降の修復は、安政3年（1856）8月25日の台風被害の建て直しも多く含まれ、必ずしも地震損所ではなかった。しかし、上水樋柵修復の場合と同じく、これらの震災復旧工事に携わった役人への幕府の褒賞は、安政3年（1856）12月に一斉に行われている。

（3）見附門・橋の修復

諸見附門・橋については、どのように修復が進められたのだろうか。「柳営日次記」りゅうえいひなみき（幕府の公務日記）によると、江戸城、および將軍廟の復旧工事の最高責任者とし

て老中のうちから担当者が指名された。安政2年(1855)12月9日に、老中首座堀田備中守正睦と若年寄本多越中守忠徳が修復御用掛に命じられた。城内外と上野東照宮、御霊屋を含め全体の統括の役目が与えられた。次いで3日後の12月12日、担当の各奉行が任命された。この段階で担当部署は、城内外と上野東照宮関係の二手に分割され、各々勘定奉行を筆頭に作事・普請関係の工事担当奉行職と監督官の目付が付された。次いで翌3年(1856)2月6日、つまり震災後4か月後に漸く、直接工事を差配する下奉行が任命されている。江戸城内の修復工事は、建物を作事奉行、堀周辺の諸門橋は作事奉行、諸門橋を除く内外郭のうち内郭の小規模な修復を小普請奉行、外郭は普請奉行が受け持つことになっていた。

実際の修復工事の進捗状況はどうであったのだろうか。材木揚場使用、外堀々端への普請小屋設置に関する書留類から、震災復旧工事の進捗状況を推測すると、修復着手の年月は以下ようになる。括弧でくくった項目は修復修了が確認されたものである。

安政2年 10月	四谷門
11月	大手門
安政3年 2月	神田橋門、竹橋門、田安門
3月	馬場先門
4月	半蔵門
5月	神田橋門、日比谷門、山下門
6月	筋違橋門、赤坂門、日比谷門、山下門、半蔵門、四谷門、呉服橋門
7月	常盤橋門、四谷門(2度目修復)
8月	田安門
9月	市谷門、筋違橋門
10月	半蔵門外渡櫓、市谷門、竹橋門(2度目修復)
11月	数寄屋橋、馬場先門(2度目修復)、竹橋門
12月	半蔵門、赤坂門、清水門
安政6年 3月	馬場先門橋
4月	馬場先門橋

5月	一ツ橋門橋
6月	一ツ橋門橋
9月	牛込門橋
10月	雉子門橋（通船可）

以上の見附門、橋の位置を示しておこう（図2 - 18「修復の着手された見附門・橋」）。城内外の諸門・橋は、震災直後、被害の大きかった四谷門、正門としての格式維持から大手門のみに手を付けられただけであった。その他の諸門は、安政3年（1856）2月以降ということになる。それまでの間、江戸城内の修復工事のための材料揚場、あるいは置場確保の届出は頻繁に出されているが、場所を特定できない。

先に江戸町触から類推した町方の震災後の状況から類推して、江戸市中は、町奉行を中心に、町方の救済事業に追われていたとみて間違っていないようだ。それもやや落ち着きを見せた年明けを待って、懸案の見附門・橋の修復が始められたということになる。

諸門橋の修築は概ね安政4年（1857）10月諸門橋の震災復旧工事の段階で一応の完成をみたと考えられる。ただし、すでに触れたように、この間、安政3年（1856）8月25日に関東地域を直撃する台風で、再建途上の建物が倒壊した。この台風による打撃は、復興途上の江戸の社会の気力と財力を削ぐ結果になった。ただし、修復された諸門すべてが庶民に開放されていたわけではなく、外郭の一部の諸門は通行可能であったが、内郭へ通ずる諸門は大名、旗本それぞれの格式に応じた通用門が定められていた。

（4）江戸城石垣

江戸城には36の見附があった。堀と石垣で囲まれた江戸城への出入り口であり、枡形に石垣が組まれた要塞の一種である。本来は、城外部からの攻撃に対して、石垣で構築した枡形に敵を追い込み、城内への侵入を食い止める戦闘時の要塞としての防御装置である。地震で堀に廻らした石垣、見附枡形の石垣、土手、堀に渡した橋などの多くが崩落した。見附門は、江戸城への通常の登城口であるため、門および橋の修理は急がれた。しかし、堀に廻らした石垣については、完全な修復は先延ばしされている。安政江戸地震より150年前の元禄地震（1703）においても多数の石垣崩落箇所が出たが、この時の修復は幕府自らの負担ではなく、大名に手伝い普

請を命じ、修復することができた。しかし、幕末のこの時は、幕府には、もはや大名に普請を命ずるだけの条件と力がなかった。江戸地震時には、ペリー来航をきっかけにお台場建設や江戸湾防備を多くの大名に課していたため、江戸城の石垣修復を課することが出来ず、幕府自らの費用で石垣の修復を行う結果となった。

江戸城石垣、あるいは見附門や橋の被害を示す絵図が残されており、被害状況の一端を窺うことができるので、そのうちの一部をまず見ておこう。

小田原板橋の北条氏以来の石方棟梁であった青木家の「安政三年江戸御城外御堀絵図」と題される、江戸城内・外堀の土手・石垣の崩壊箇所の間尺を書き入れた詳細図である。同家の由緒書によれば、明応年間(1492 - 1501)、石職人として北条家に仕え、その後、徳川時代初期には、関八州石屋棟梁を勤めたという。天正18年(1590)から寛永7年(1630)まで江戸城、駿府城の作事(建築)仕上げなどをした。現在青木家に残る外堀崩所図は、安政2年(1855)12月5日の江戸城の土手、石垣普請の業者を町触で募った際に、入札業者として、普請奉行役宅に示された石垣崩落箇所を写し取ったものと推定されている。

「安政三年江戸御域外御堀絵図」には、以下の箇所の崩落図面が残されている。残された図面は外堀、内堀、その他四谷大木戸玉川上水石樋などに分け列挙すると下記のようなになる。

(外堀)

雉子橋、一橋、神田橋、常盤橋、呉服橋、比丘尼橋、数寄屋橋、山下門、虎之門外、四谷門

(内堀)

坂下門、桜田門、(日比谷)櫓台、和田倉門、馬場先門、清水門、田安門～半蔵門

(他)

四谷大木戸玉川上水石樋、まないたばしほりどめ 俎橋堀留

本丸・西丸の修築絵図史料はこのなかに含まれてない。また、内郭の大手、下乗橋、日比谷門、平河門、竹橋門などの絵図史料を欠いている。なお、江戸城すべての諸見附門・橋は作事奉行、それぞれの見附門を繋ぐ石垣、土手のうち、内郭は小普請奉行、外郭は普請奉行の管轄下にあった。

青木家は、上記の入札資料と若干の関連図面からして、田安門を請け負った可能性が考えられるが、詳細は不明である。現存する青木家の「外堀崩所図」は安政江

戸地震の城内外の被害のすべてを網羅したものでないということが明らかであるが、内堀、外堀の相当箇所^の諸門の詳細な被害を知ることができる貴重な図面である。

これらのうち、馬場先門の図面を紹介しておく。馬場先門付近の石垣は城の高石垣と対岸の水際石垣とも崩落箇所が多い。当時の記録によれば、馬場先門の番所が潰れ、渡櫓^{わたりやぐら}が大破、冠木門^{かぶきもん}が潰れ、堀が倒れた。石垣は、門外左の方 60 間の崩れ、右の方 40 間の崩れとある（図 2 - 19「馬場先門石垣崩落図」）。

江戸城の内外に廻らされた高石垣の普請は、土手および石垣崩所が多く、費用も莫大になるので、緊急を要する箇所以外の補修は最小限に留められた。地震で石垣の裏込めが緩み、石垣が孕み出したものが多いが、費用も限られているので、徐々に修復していくことに決められた。安政 4 年（1857）5 月段階で、内外郭の土手、石垣は 3 回の修復を行ったが、安政 3 年（1856）8 月 25 日の台風のもたらした雨水のために、石垣の孕み出しが一層顕著になった箇所は 18 か所あった。しかし、費用が莫大なことから、一挙に修復することはできず、安政 5 年（1858）6 月に、赤坂から市谷までの土手の修復を行った後は継続的な修復を断念している（地下鉄 7 号線溜池・駒込間遺跡発掘報告書『市谷御門橋外詰・御堀端』）。

これまで、上水、幕府役所および施設、見附門・橋、江戸城石垣について、それぞれ修復時期あるいは被害の実際を見てきた。上水は本管工事に長期間を要したものの、樋柵の部分的回復が計られ給水可能の範囲を確保した。総じて、早急な生活回復を図ろうとする努力がなされたとみることができる。

また、各役所のうち、総じて江戸町奉行支配下の町会所など民政を担う施設の修復も早かった。これに関連して、勘定奉行役宅、火消屋敷などは集中的に修復がなされた模様である。老中、若年寄、寺社奉行、町奉行も含め、幕政の中枢を担う重役たちの役屋敷、いうならば現在の中央諸官庁にあたる役宅への修復資金貸与は優先的に修復されたことを含め、幕政の中枢の重役たちが役務を執り、かつ居住の場でもあったこれらの役宅の早急な復旧は、震災後の基本方針であったとみることができる。しかしながら、このこと自体は震災がもたらした結果ではない。幕政全体が外国使節の対応に追われる激務のなか、当然なされなければならない客観的状況を考慮に入れる必要がある。石垣など、不要不急な箇所の補修は、この際、先延ばしされていることも、この時期の緊迫した政治状況と無関係ではないだろう。

エピローグ

さて、江戸地震の被害から、江戸市中はいつ立ち直ったのかについて、これまでみてきたように、はっきりとした線を引くことはできない。資料的に可能な範囲で、震災からの復旧、復興過程の実態をみてきたものの、把握できた対象はきわめて限られたものでしかないからである。しかしながら、強いて復興過程を段階的に捉えるならば、地震のあった安政2年(1855)10月以後の3か月、つまり、安政2年中は、江戸市中の町人の生活安定策が集中的に図られた。翌安政3年(1856)を集中的に緊急の施設回復着手期と決め、2年末にすでに決定していた役務担当者が、それぞれ上水、道、橋などの公共施設の本格的復旧工事着工のゴーサインを出し、可能な限りの修復工事を行った模様である。しかしながら、この年の末には、それぞれ震災復旧工事への組織的取り組みは解除された。このことは、表向き、役務は終了したということの意味する。そのことは、安政3年(1856)末に担当役人への褒詞、褒賞を行ったことから類推できる。

そして、安政4年(1857)段階に至ると、復旧工事が完了したわけではないものの、工事はペースダウンする。日常的な業務の遂行に必要な、復旧すべき箇所が、ある程度クリアされた段階とみなすことも可能ではある。しかし、安政3年(1856)8月の台風の影響によって、震災復旧工事はふたたびの打撃に、著しく停滞していたはずである。これは、幕府関連の施設のみではない。多くの大名屋敷、武家屋敷、町屋も大風と洪水の被害を受け、損傷したからである。しかし、これらの修復をも補いつつ、幕府は震災復旧の行政上の仕組みを解き、一応の区切りをつけた。

また、こうした自然災害のみではなく、ペリー来航によって和親条約から通商条約へ進展した外交問題は、開市、開港、居留地の設置など具体的課題を処理しなければならない段階に突入した。安政6年(1859)1月12日にはイギリス船が品川沖に停泊、18日には運動のためと称して、イギリス人が上陸、浅草寺境内まで馬で市中を遊歩している。4月にはオランダ船が品川沖に停泊、イギリスと同様にオランダ人が市内遊歩を行った。5月末にはふたたび、イギリス船が来日、同様な希望を申し出た。6月にはイギリス、オランダ、ロシア、フランス、アメリカの5か国と通商条約を結ぶ政治日程を迎えた。

もはや、江戸地震の震災復旧工事のみに専念する状況ではなくなっていた。7月には江戸城本丸が炎上している。まさに、内憂外患の真っ只中に日々決断を迫られる時代を迎えていた。こうした社会状況のなかには、震災からの復旧、復興のみを追うことは、意味をなさなくなる。

災害からの復興過程がなかなか明らかにならないのは、歴史災害の場合、資料がないから難しいのだとこれまで考えてきた。このことは事実ではあるが、実際の歴史において次々と発生する事件や事故によって、社会全体がひたすら災害からの復興だけを目指して突き進むことが許されない社会状況に追い込まれる。個々の生活レベルにおいては、生活回復を目指す日々の努力は続けられていても、さまざまな社会的事象が複雑に絡み合い、当事者以外にはトータルなかたちでの復興への道筋が掴みにくくなるのである。このことは、歴史災害だけでなく、現代にも共通する問題ではないかと考えられる。

歴史災害を素材に社会と災害との関係を考えることは、社会が突発的に起きた災害にどのような対応力を備えていたかを問うことである。また、自然災害という偶発的な事件をきっかけに社会がそれまで潜在的に抱えてきた問題を急浮上させたことを再確認することに繋がる。この意味で、歴史災害を説くことは、その時代がおかれた条件のなかでどのような困難をどのように乗り越え、なにを目指したかを現代の目から捉えなおすことでもある。

安政江戸地震の場合について、災害窮民への救済という点からは、江戸の庶民をどれほどに充足させたかは別としても、行政組織は危機的な緊急の事態に対応できるマニュアルを備えていたといえる。上水などの生活回復に必要なライフラインの確保についても常時敷かれていた管理体制が一時的に補強され、一応の緊急対応が敷かれた。しかし、修復工事が続行されている事実から推せば、こうした行政組織上の緊急体制は1年3か月に限ることで、達成目標を低く抑え、急難を切り抜ける工夫が込められていたと解釈することもできる。緊急、応急対応の面での社会に埋め込まれた対応力は評価されるものの、長期的にみれば、幕府の権力と財政基盤の弱体化は、この大地震によって、一層深刻化した。

【参考資料・文献】

第2章 災害の社会像

プロローグ

出典：「 」に示した史料は、特に断らない限り、『新収日本地震史料』による。

以下の各巻に収録されている。

武者金吉『日本地震史料』明石書店 1995年復刻版

東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』5巻 別巻2 - 1、2 - 2、1985年、

東京大学地震研究所編『新収日本地震史料補遺』別巻、1989年

第2節 歴史地震の被害を知る

1. 被害の全体像を描く

北原糸子『近世災害情報論』塙書房、2003年

東京大学地震研究所『新収日本地震史料』5巻、2 - 1、1985年

石井良助、服部弘司『幕末御触書集成』第4巻、1997年

内閣文庫所蔵史浩叢刊『諸向地面取調書』1、2、3巻、1982年)

鈴木賢次「旗本住居の都市における存在様態」『建築史学』2、1984年

鈴木賢次「旗本住居の平面構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』1985年

北原糸子『地震の社会史』講談社学術文庫、2000年

第3節 緊急および応急対策の諸相

東京大学地震研究所『新収日本地震史料』5巻、2 - 1、1985年

江戸東京博物館調査報告第10集『関東大震災と安政江戸地震』2000年

塙書房『江戸町触集成』第16巻、2001年

東京市役所『東京市史稿』救済篇第4巻、1922年

北原糸子『近世災害情報論』塙書房、2003年

第4節 都市インフラの復旧

国会図書館蔵「触留」、同「書上帳」

国立公文書館蔵「書付」、同「乙卯安政録」(「柳営日次記」)

小田原板橋青木家蔵「青木家文書」

神奈川県『神奈川県史』9巻、1994年

東京市役所『東京市史稿』皇城篇、第3巻、

地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡発掘調査報告書『四谷御門外橋詰・御堀端・町屋跡』

1997年

塙書房『江戸町触集成』第17巻、2002年

石井良助、服部弘司『幕末御触書集成』別巻、1997年

表 2 - 1 安政江戸地震における大名屋敷の被害状況

番号	藩主名	藩名	被害情報 1	被害情報 2	焼失・他	重臣職・拝借金
1	小笠原左京大夫忠徴	小倉	6			
2	松平越前守慶永	福井	6			
3	酒井雅楽頭忠顕	姫路	58		焼失	
4	森川出羽守俊民	生実	45		焼失	
5	松平肥後守容保	会津	139		焼失	
6	松平伊賀守忠優	信州上田		26		
7	松平玄蕃頭忠恵	上州小幡			大破	若年寄
8	内藤紀伊守信親	越後村上	26		焼失	老中, 10.4/1万両
9	松平下総守忠国	忍			焼失	
10	牧野備前守忠雅	長岡	102	25		老中, 10.12/5千両
11	酒井右京亮忠毘	敦賀		11		若年寄, 10.4/5千両
12	本庄安芸守道貫	美濃高富		4		若年寄, 10.12/5千両
13	本多越中守忠徳	奥州泉		2		若年寄, 10.4/5千両
14	上杉弾正大弼斎憲	米沢			壁落	
15	板倉周防守勝静	備中松山	6			
16	大岡越前守忠愛	三河西大平	2			
17	松平大膳大夫慶親	萩	30		長屋焼失	
18	松平肥前守斉正	佐賀	34			
19	水野出羽守忠良	沼津	35			
20	石川重之助總管	下館			所々大破	
21	小笠原佐渡守長国	唐津	7			
22	北条美濃守氏燕	河内狭山			長屋焼失	
23	南部美濃守謹敦	盛岡	35		焼失	
24	朽木近江守綱張	福知山	10			
25	丹羽長門守氏中	播磨三草	8			
26	有馬備後守氏郁	吹上	18			
27	阿部播磨守正耆	白川	11			
28	松平薩摩守斉彬	鹿児島		2	長屋焼失	
29	鍋島加賀守直亮	小城				
30	真田信濃守幸教	松代			大破	
31	亀井隠岐守茲監	津和野			長屋焼失	
32	伊東修理大夫祐相	飩肥			焼失	
33	松平時之助保徳	大和郡山		58	焼失	
34	阿部伊勢守正弘	福山		31		老中, 10.4/1万両
35	松平内蔵頭慶政	岡山	13			
36	増山河内守正修	伊勢長島	19			
37	林大学頭	儒者			皆潰	
38	松平相模守慶徳	鳥取	79		焼失	
39	松平采女忠受	定火消			焼失	
40	織田兵部少輔信学	天童		5		
41	小笠原左衛門佐守長	越前勝山		10	長屋焼失	
42	遠藤但馬守胤緒	三上		5	焼失	若年寄, 10.6/5千両
43	土井大炊頭利則	古河		35		
44	本多中務大輔忠民	岡崎	8		焼失	寺社奉行, 10.12/3千両
45	松平右京亮輝聴	高崎		4		
46	永井遠江守直輝	高槻	14		焼失	
47	牧野備後守貞明	笠間	25			
48	細川越中守斎護	熊本	6			
49	久世大和守広周	関宿		1		老中, 10.12/5千両
50	松平和泉守乗全	三河西尾			大破	
51	松平誠之助乗命	美濃岩村				
52	鳥居丹波守忠掌	下野壬生			所々大破	若年寄, 10.12/2500両
53	松平土佐守豊信	高知			長屋焼失	
54	松平阿波守斎祐	徳島		28		
55	井戸対馬守寛弘	町奉行			長屋潰	

被害情報 1 = 当該藩藩政史料など一次的情報に基づく死者数

被害情報 2 = 伝聞情報などの二次的情報に基づく死者数

拝借金 = 受けた月日と金額

出典: 北原系子『近世災害情報論』(塙書房、2003、170頁、表1引用)

表 2 - 2 鳥取藩上屋敷被害内訳 (図 2 - 6 参照)

	敷地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	建坪率 (%)	焼失面積 (m ²)	大損・崩面積 (m ²)
玄関部分	2210.1	260.7	11.796	0	152.6
御殿部分	14554.7	6353.8	43.655	0	0
その他	24351.3	10155.7	46.211	1750.6	4341
塀	その他に含む	1097.4	その他に含む		
全体	41116.1	17867.6	43.456	1750.6	4493.6

表 2 - 3 旗本屋敷の被害状況

地域	被害 屋敷数	住居					長屋					土蔵			所々			玄関			門		練塀					
		潰・焼	潰	半潰	大破	潰・焼	潰	半潰	大破	潰	大破	潰	半潰	大破	潰	半潰	大破	潰	大破	潰	半潰	倒						
大名小路辺	4	1	3			1	2							1														
外神田	2								1																			
永田町～麹町	4			2																								
番町	13		1	4				4	7																			
駿河台～小川町	173	47	59	28	2	61	58	12		4	4			8	5													4(板1)
南八丁堀	1		1																									
木挽町・築地	20		3		10			4	3		1		10															
虎ノ門・愛宕下	100	3	55	23	5	3	52	1	3	3				13	4	1												
本所	111	3	50	25	1	3	75	6	3	1			1	10	2	1	1											
深川	44	8	18	7		8	22	13	1	1			8															
下谷・浅草	49	21	8	12		25	21	1		1				6														
神田～浜町	30	5	15	1			20	1						10	1													
市谷・牛込	21		3	5	1		7	4						6	1													
小日向～小川	118	5	45	43	3		64	5		1				14	2													
本郷～谷中	30		4	14	1		9	5		2				1	1													
四ッ谷・赤坂	15		1	8			10	3						4														
青山・麻布	9			1			2							1														
芝	2						1							1														
計	746	93	266	174	23	101	351	64	9	15	14	9	3	84	20	3	1	11										13(板1)
							556																					36(板2)

「安政度地震大風之記」(『新収日本地震史料』5巻 別巻2-2、264-329頁)の氏名のうち「諸向地面取調書」にその屋敷場所・坪数が見出せる者470例(うち姓一致・名のみ違うもの46、屋敷場所が該当地域にないもの17を含む) 照応率 63%

出典：北原系子『近世災害情報論』(塙書房、2003、161頁、表5引用)

表 2 - 4 安政江戸地震の江戸町方死傷者数

番 組	死 者	負傷者
1	96	24
2	86	75
3	578	271
4	17	5
5	29	29
6	5	19
7	69	87
8	81	41
9	18	8
10	10	21
11	75	65
12	24	21
13	366	199
14	30	45
15	63	96
16	384	392
17	1,186	820
18	474	508
19	0	0
20	5	10
21	65	11
番外品川	6	0
吉原	630	28
計	4,293 (4,297)	2,759 (2,775)

幕府による第2回目調査(10月中旬)、()内は計算上の数値
 出典：北原系子『地震の社会史』(講談社学術文庫、46頁、表2引用)

表 2 - 5 安政江戸地震の江戸町方倒壊家屋・土蔵

番 組	倒壊家屋		倒壊土蔵
1	133軒	棟	23軒
2	185	61	57
3	1047		41
4	42	3	7
5		66	8
6		6	5
7	156		26
8	494		63
9	115		10
10	29		0
11	154		32
12		66	6
13		1525	138
14	743		19
15	337		39
16	2307		116
17	4903		785
18	3415		22
19	5		0
20	4		1
21	254		1
番外品川	18		0
吉原	5		1
計	14346	1724 (1727)	1,404

幕府による第1回目調査(10月6日届)、()内は計算上の数値
 出典：北原系子『地震の社会史』(講談社学術文庫、47頁、表3引用)

表 2 - 6 五番組京橋倒壊家屋、死者数

町名	変死人 人	けが人	家 棟	土蔵
鈴木町	1(1)			
因幡町	1(1)			
五郎兵衛町	3(3)	3(0)		
南鍛冶町1丁目	4(2)	8(4)		
北紺屋町	3(1)	1(0)	1	
八丁堀紺屋町			1	
大鋸町	1(1)	6(4)	7 7	1
南槇町	3(2)	8(3)	14 13	
富槇町	2(2)		2	
本材木町6丁目			1	
〃 7丁目	2(1)			
正木町			2 1	
桶町2丁目	2(0)		10 9	1
南大工町			4 1	
桶町東会所			1 1	1
南伝馬町3丁目	5(2)			
〃 1丁目			1 0	
南鞘町			7 7	3
塗師町	1(1)		15 15	1
松川町2丁目			1 1	1
南鍛冶町2丁目		3(2)		
具足町	1(1)			
計	29(17)	29(13)	66 55	8

印…焼失町 ()内…女子 …裏店
 出典：北原糸子『地震の社会史』（講談社学術文庫、72頁、表9引用）

表 2 - 7 五番組京橋死傷者の生活階層

年齢	変死人	内 訳			けが人	内 訳			合計
		地借	店借	召使		地借	店借	召使	
~10	3	(1)	(2)		0				3
~20	1			(1)	4		1 (1)	2	5
~30	6	(1)	1 (2)	(2)	3		2 (1)		9
~40	8	1	2 (4)	1	4	(1)	(1)	1 (1)	12
~50	5		2 (2)	(1)	13	2 (1)	5 (5)		18
~60	5	2	2 (1)		3	(1)	2		8
61~	1		1		2		1 (1)		3
計	29 (17)	5 (2)	19 (11)	5 (4)	29 (13)	5 (3)	20 (9)	4 (1)	58 (30)

幕府第2回調査による（第1回調査より変死人2名増）。

()は女。

出典：北原糸子『地震の社会史』（講談社学術文庫、77頁、表10引用）

表 2 - 8 万石以下・地方取拝借金規定

禄高	類焼者	居宅皆潰(半潰=半減)
石	両	両
9000 ~ 5000	200	140
4000 ~ 3000	150	100
2000 ~ 1000	100	70
900 ~ 700	50	35
600 ~ 300	30	20
200	20	14
100	10	8

(ただし100俵も100石に準ず)

出典：北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003、157頁、表1a引用）

表 2 - 9 御家人救済金

禄高	類焼者	皆潰(半潰=半減)
俵	両	両
90 ~ 50	7	5
40 ~ 30	5	4
20 ~ 15	3	2両2分
15 ~	2	1両2分

出典：北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003、157頁、表1b引用）

表 2 - 10 500石以上旗本拝借金見積高

禄高	予想人員	類焼			皆潰			半潰		
		予想人員	拝借金高	計	予想人員	拝借金高	計	予想人員	拝借金高	計
石	人	人	両	両	人	両	両	人	両	両
9000 ~ 5000	113	38	200	7600	37	140	5180	38	70	2660
4000 ~ 3000	143	48	150	7200	47	100	4700	48	50	2400
2000 ~ 1000	576	192	100	19200	192	70	13440	192	35	6720
900 ~ 700	250	84	50	4200	83	35	2905	83	17 2分	1452 2分
600 ~ 500	576	192	30	5760	192	20	3840	192	10	1920
計	1658			43960			30065			15152両 2分

1,658人（類焼+皆潰+半壊）、89,177両2分（類焼+皆潰+半壊拝借金見積高）

出典：北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003、157頁、表2引用）

表 2 - 11 拝借・御救金受給者実員数

拝借・御救金高	人数	計	旗本・御家人数	被災率
万 両 分 朱	人			%
(1) 6 9722 3	4482		旗本総数	
(2) 32 3 2	無足中興小姓・中興番 6	4488人	5205人(*1)	86.2
(3) 1 8761 3 2	12784		御家人数	
(4) 278 1	182	12966人	17213人(*2)	75.3
計 8万 8795両 3分余	17454人			

(1) 拝借金、(2)・(3) 被下金、(4) 手当金

*1：鈴木寿「近世地方知行制の研究」（昭和48年）

*2：鈴木寿校訂「御家人分限帳」（昭和59年）

出典：北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003、158頁、表4引用）

表 2 - 12 旗本被災例

氏名	禄高(石)	役職	居屋敷	被災状況 上：「安政度地震大風之記」 下：在地史料	知行地への地震修復普請金負課等
1. 大久保信濃守 忠行	2000	旗奉行	小川町 400坪	長屋一棟潰 住居向并土蔵長屋其外共破損	給部村(野州), 高100石に7両高掛り金 給部村150両(含村役人負担金)
2. 謝訪縫殿助 頼安	1500	寄合	麻布谷町 1485坪	(記載なし) 屋敷住居向并土蔵二ヶ所大破	戸奈良村(野州), 50両御用金, 焼立石灰1万俵上納
3. 富田中務 知常	7000	寄合	柳原元誓願寺前 2011坪	(記載なし) 御殿向其外大破	市塙村(野州), 100石=6両
4. 山岡十兵衛 景豊	2000	使番	牛込門内 1053坪	長屋十間程潰 住居向長屋土蔵共震崩大破	脇屋村(上州), 1石に付1両2分, 庄屋献金 普請入用金300両
5. 菅谷長門守 政敏	1300	中奥小姓	小川町稻荷小路 1175坪	住居向皆潰 御殿向長屋其外一円総崩	水沼村(上州), 12ヶ村にて500両
6. 牧野主計 成之	1500	使番	本所相生町3丁目 1200坪	住居向過半潰其外皆潰 (不明)	中分村(武州), 村々へ普請入用金500両 高100石に27両余
7. 阿部兵庫 正外	3000	使番	一番町堀端 1500坪	(記載なし) (不明)	若山村(総州), 大工・左官など11人要請 50両7ヶ村名主上納, 他に100石に2両高役金
8. 杉田鉄太郎	500	書院番	表二番町法眼坂 977坪	(記載なし) 門長屋破所・土蔵一ヶ所大破	清名幸谷村名主献金6両2分, 武射郡小松村名主ら 4人にて10両2分上納
9. 土屋兵部 州直	3000	西丸 新番頭	神田橋門外	(記載なし) 奥長屋向破損	知行地村々100両の上納金 総州山辺郡布田村など

no. 1 ~ 7 は『新収日本地震史料』5巻 別巻2-2、no.8・9は川村優「地方史料に見える地震記載の一例」(『歴史地震』第1号、1985、27-38頁)による。
出典：北原系子『近世災害情報論』(塙書房、2003、162頁、表6引用)

表 2 - 13 お救い小屋収容人数（安政 2 年）

小 屋 名	10月26日	10月28日	開 設 期 間
幸 橋 門 外	391人	452人	10. 6～12月下旬
深 川 海 辺 新 田	635	633	10. 5～2年12月中か3年正月中
深 川 永 代 寺	399	405	10.12～3年正月26日
浅 草 雷 門 前		646	10. 5～12月上旬
上 野 山 下		561	10.13～12月上旬
計		2697	

出典：北原系子『地震の社会史』（講談社学術文庫、254頁、表11引用）

表 2 - 14 居廻り施行（施行高別）

施行 番組	両								計 人	施行高計 両	1人平均 両
	～50	～100	～200	～300	～400	～500	～600	～			
1	8	4	2	3	2				19	2144	112
2	33	3	1						37	822	22
3	15	5	5	1					26	1570	60
4	14	6	1					1	22	1437	65
5	3		1						4	173	43
6	8	1							9	279	31
7	16	8	3		1	1			29	2394	82
8	4	5							9	382	42
9	2								2	46	23
10	1								1	13	13
11	1								1	19	19
12	5	2	1						8	339	43
13	3	1							4	162	40
14	5								5	132	26
15	16		1						17	362	21
16	3	2	2						7	557	79
17	23	8	9	3				1	44	3733	85
18	3		1						4	235	58
19		1							1	71	71
20	2								2	50	25
21	1								1	32	32
吉原 不明		1							1	54	54
	2								2	31	16
計	168	47	27	7	3	1	1	1	255	15037	平均 42
%	(65.9)	(18.4)	(10.6)	(2.7)	(1.2)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(100)		

* 1両 = 銀70匁 = 錢6貫616文

* 施行高計および平均の
両以下を四捨五入した。

出典：北原系子『地震の社会史』（講談社学術文庫、339頁、巻末2表引用）

表 2 - 15 お救い小屋施行と居廻り施行

階層 番組	お救い小屋施行							居廻り施行					総計	御救小屋 居廻りとも
	家持	地借	店借	家主	抱	不明	計	家持	地借	店借	家主	計		
1	2人	14					16	15	4			19	33	2
2		4					4	11	23		3	37	41	
3	11	8	6	25	1		51	12	11	2	1	26	74	3
4	1	4					5	7	14	1		22	25	2
5							0	1	2	1		4	4	
6		5					5	6	3			9	13	1
7		1	1				2	24	5			29	30	1
8	1		2	1			4	7	2			9	12	1
9		1					1	1	1			2	3	
10							0	1				1	1	
11	1	2			1		4	1				1	5	
12		2	1				3	5	3			8	11	
13	1	4	5				10	3	1			4	14	
14	2						2	3	1		1	5	7	
15			1				1	12	4		1	17	18	
16							0	3	3		1	7	7	
17	11	13	2	1			27	33	11			44	62	9
18			1				1	2	1		1	4	5	
19	1						1	1				1	2	
20							0	1	1			2	2	
21							0		1			1	1	
吉原 不明							0	1				1	1	
計	31	58	19	27	2	37	174	150	93	4	8	255	410	19

出典：北原系子『地震の社会史』（講談社学術文庫、338頁、巻末1表引用）

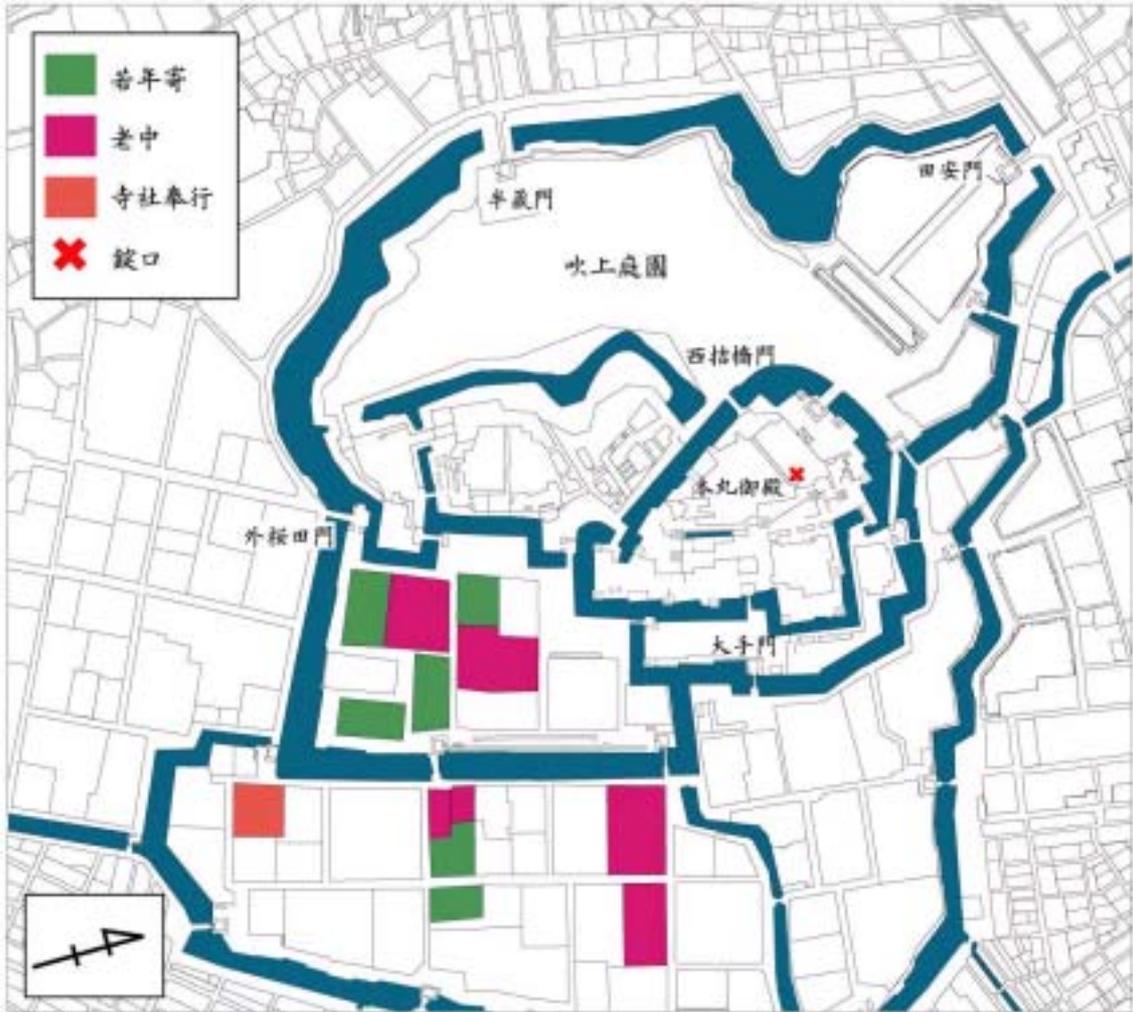


図 2 - 1 江戸城内と大名小路の重臣屋敷

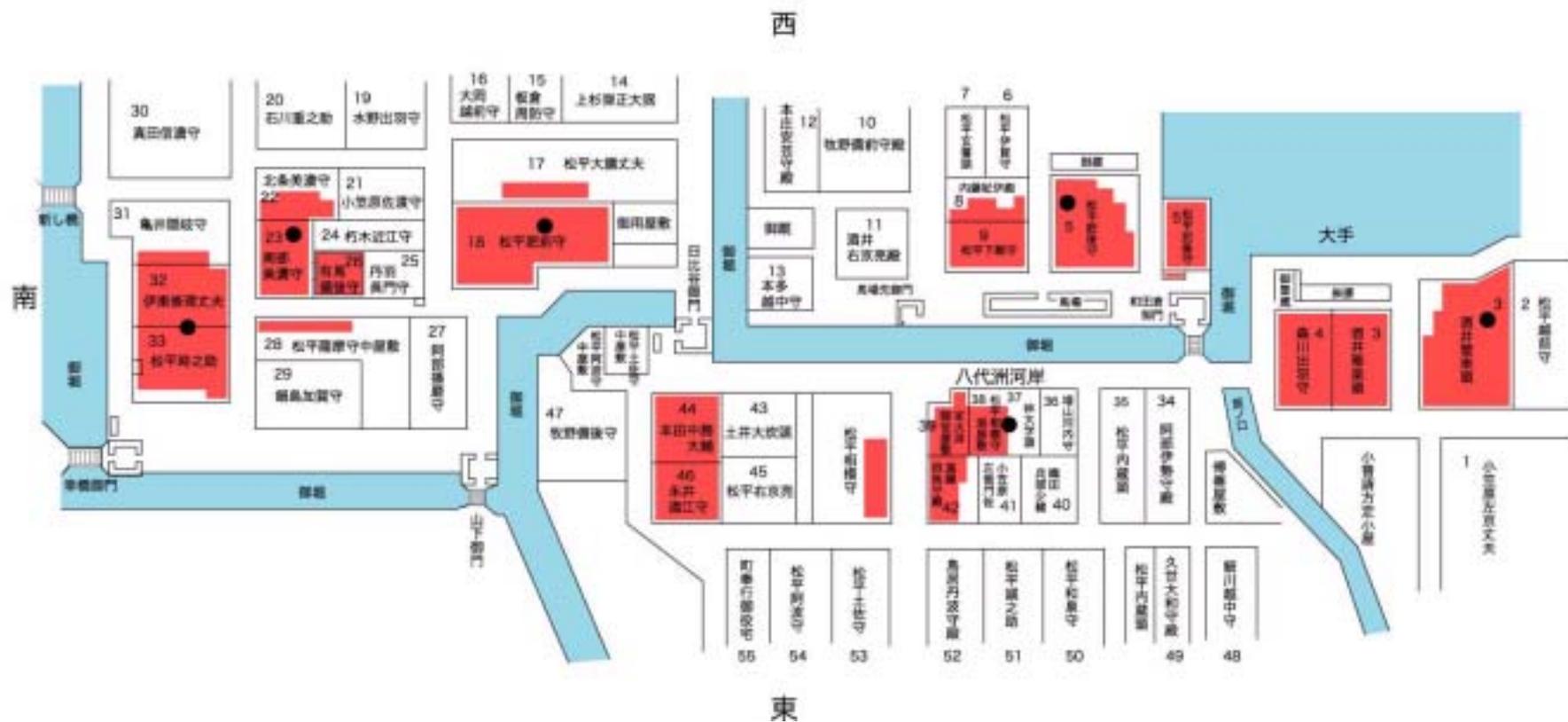


図2 - 2 大名小路の屋敷焼失図(「安政地震焼失図」『新収日本地震史料』5巻 別巻2-2、235頁による)

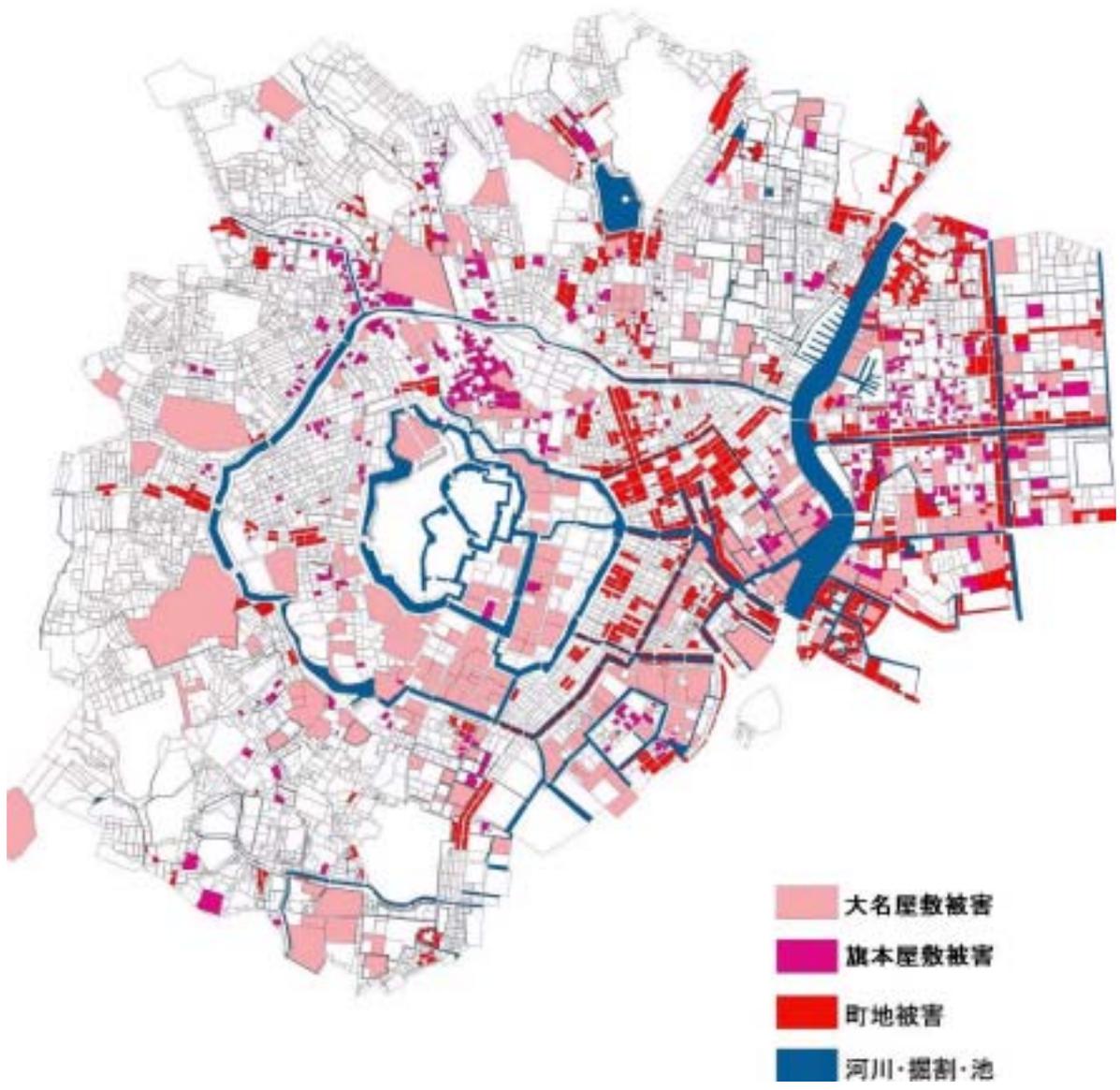


図2 - 3 江戸地震被害図（江戸東京博物館「江戸被害地図データベース」利用）

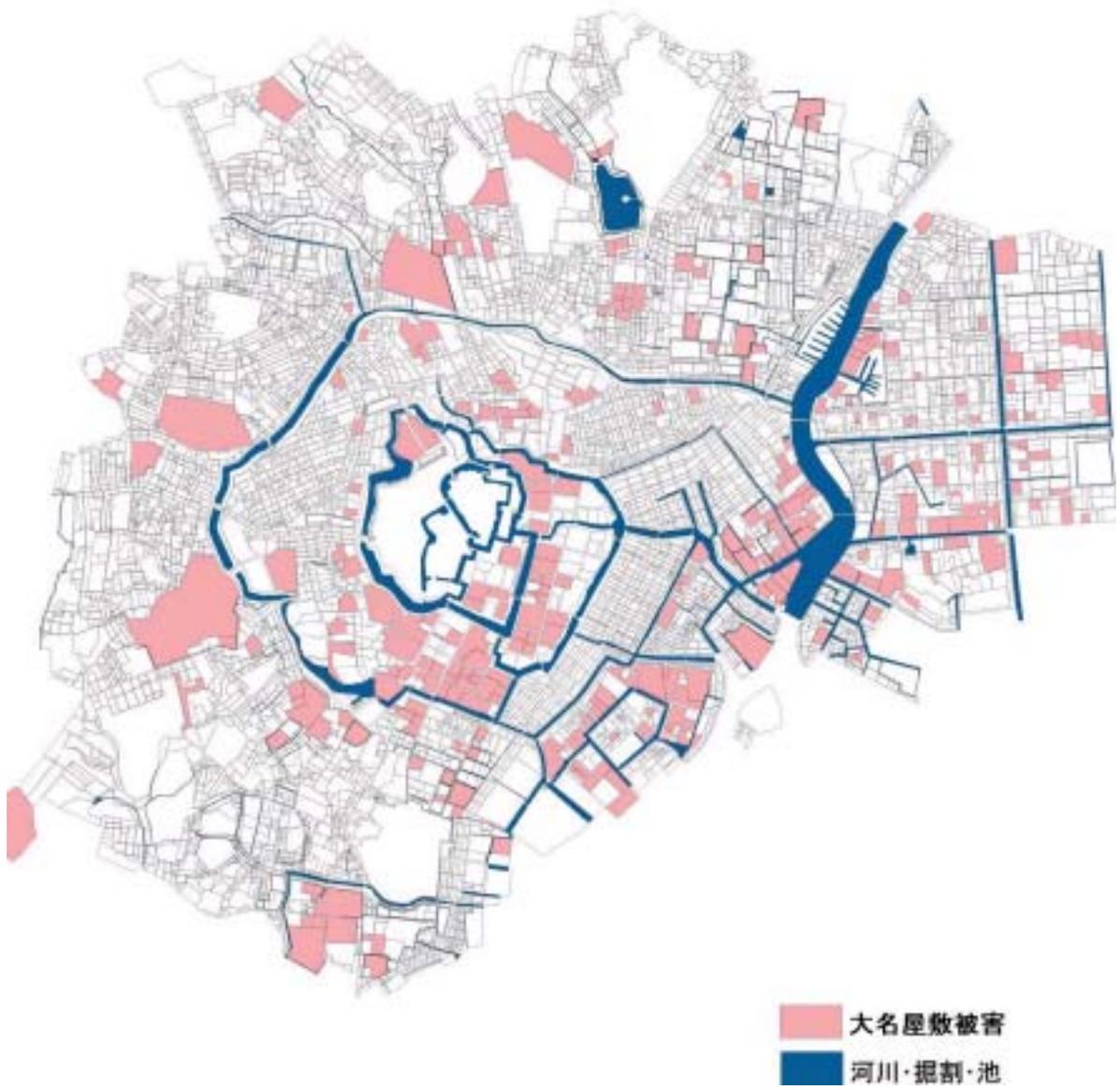


図2 - 4 大名屋敷被害図（江戸東京博物館「江戸被害地図データベース」利用）

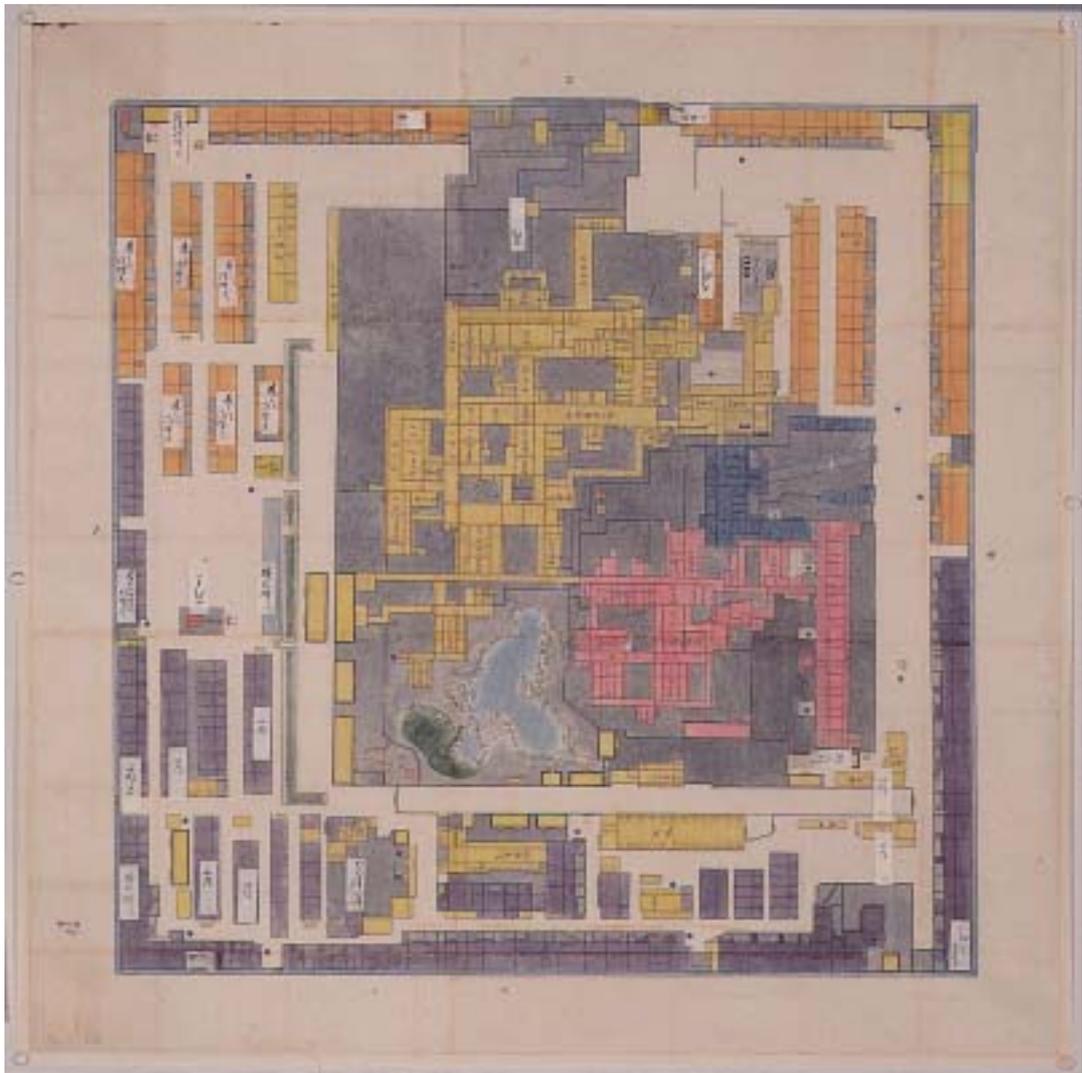


図 2 - 5 鳥取藩上屋敷被害図（鳥取県立博物館所蔵「江戸御上屋敷之図」）



図2 - 6 鳥取藩上屋敷被害トレース図（屋敷建蔽率算出；被害箇所と無事の部分の色分け）

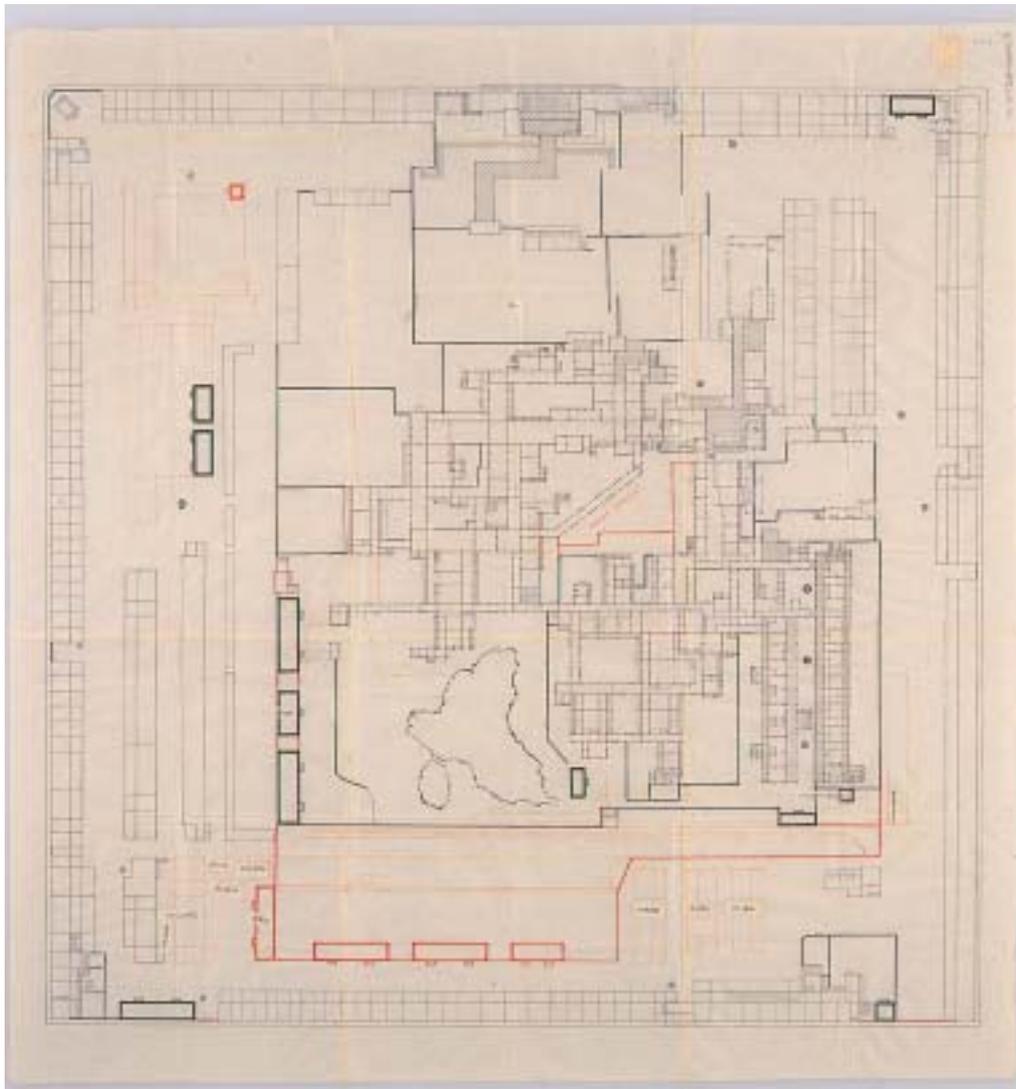


图 2 - 7 鳥取藩上屋敷御殿再建図（鳥取県立博物館所蔵「江戸御上屋敷地震後御殿之図」）

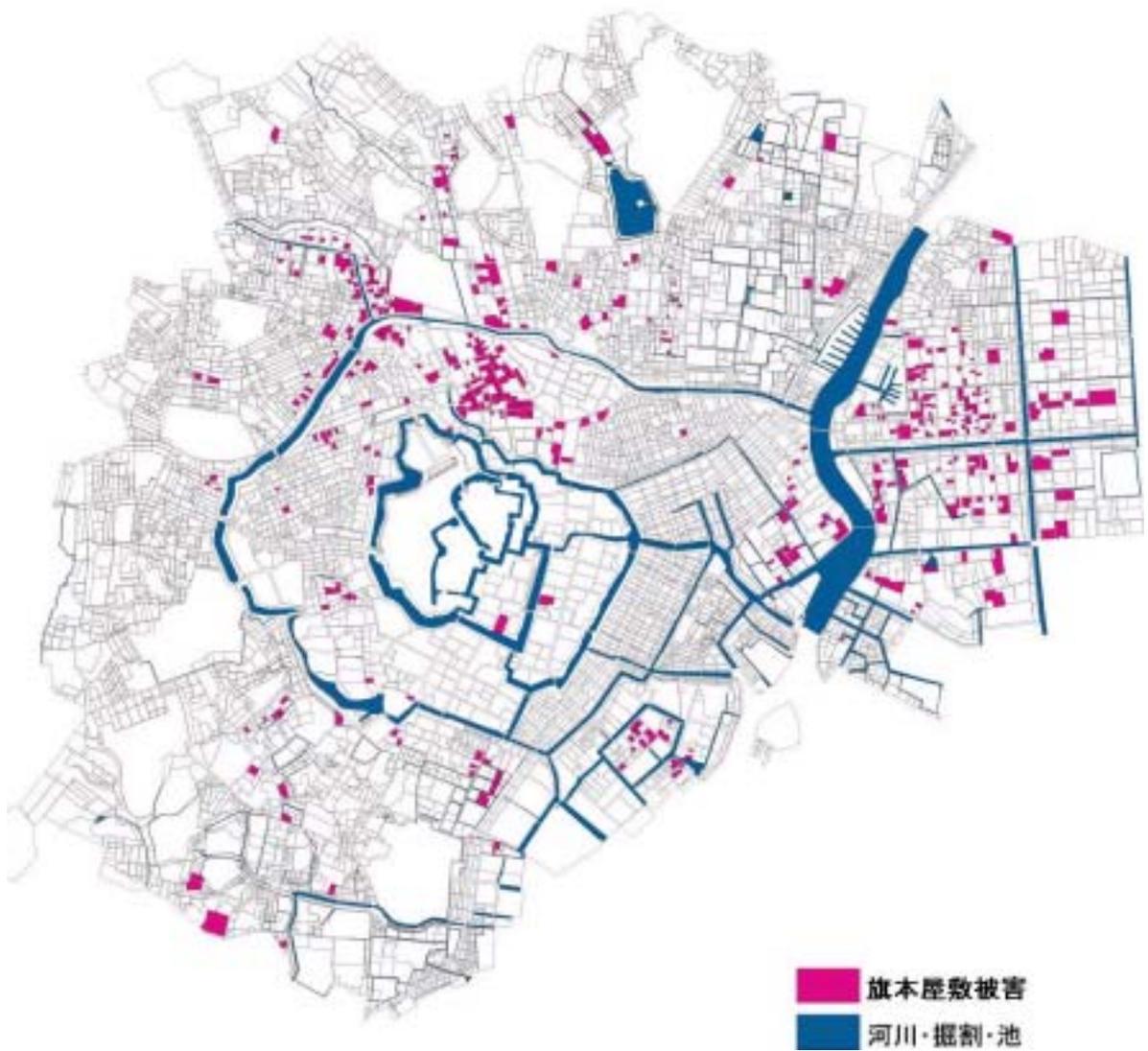


図 2 - 8 旗本屋敷被害図（江戸東京博物館「江戸被害地図データベース」利用）

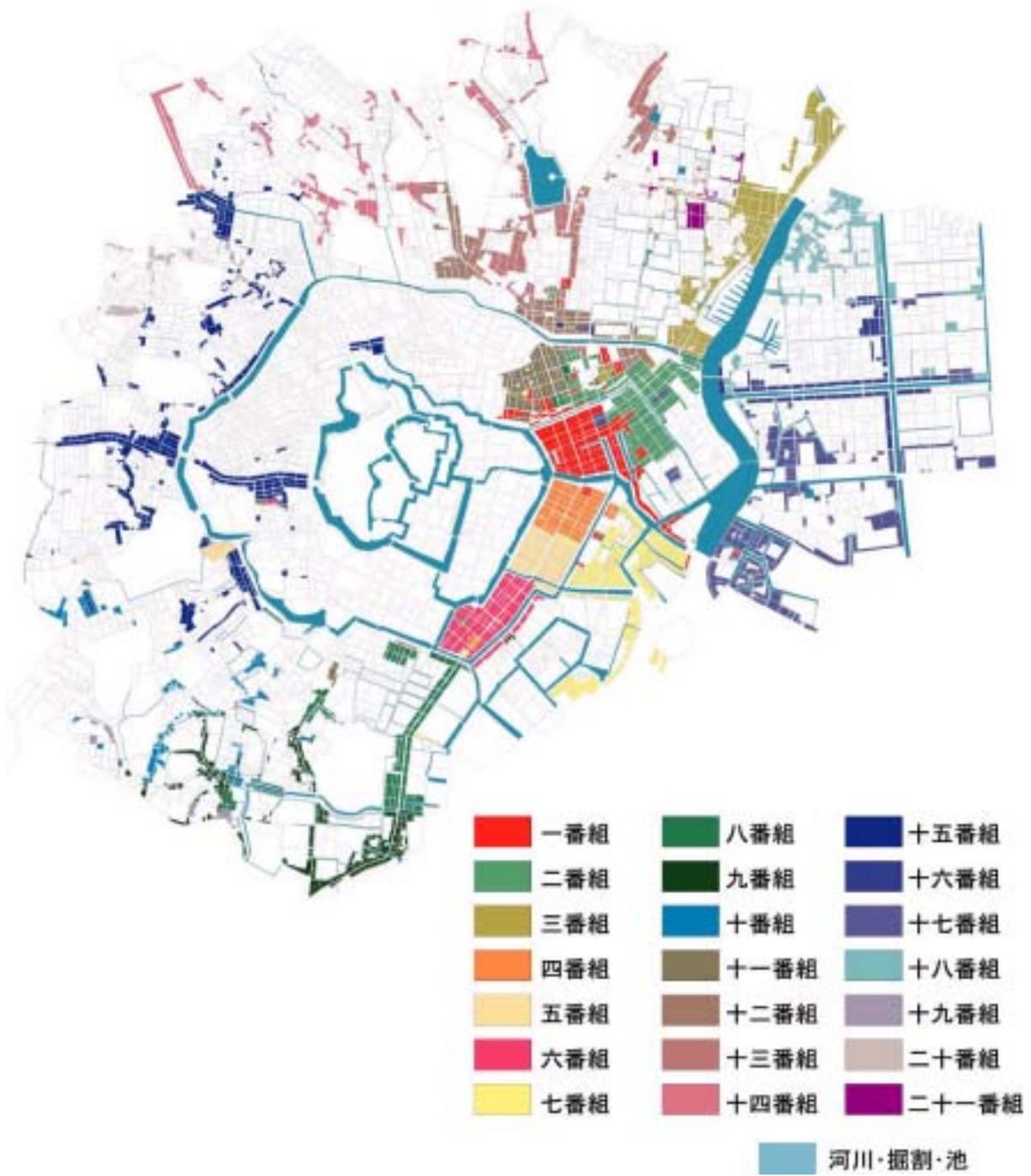


図 2 - 9 町番組図（江戸東京博物館「江戸被害地図データベース」利用）

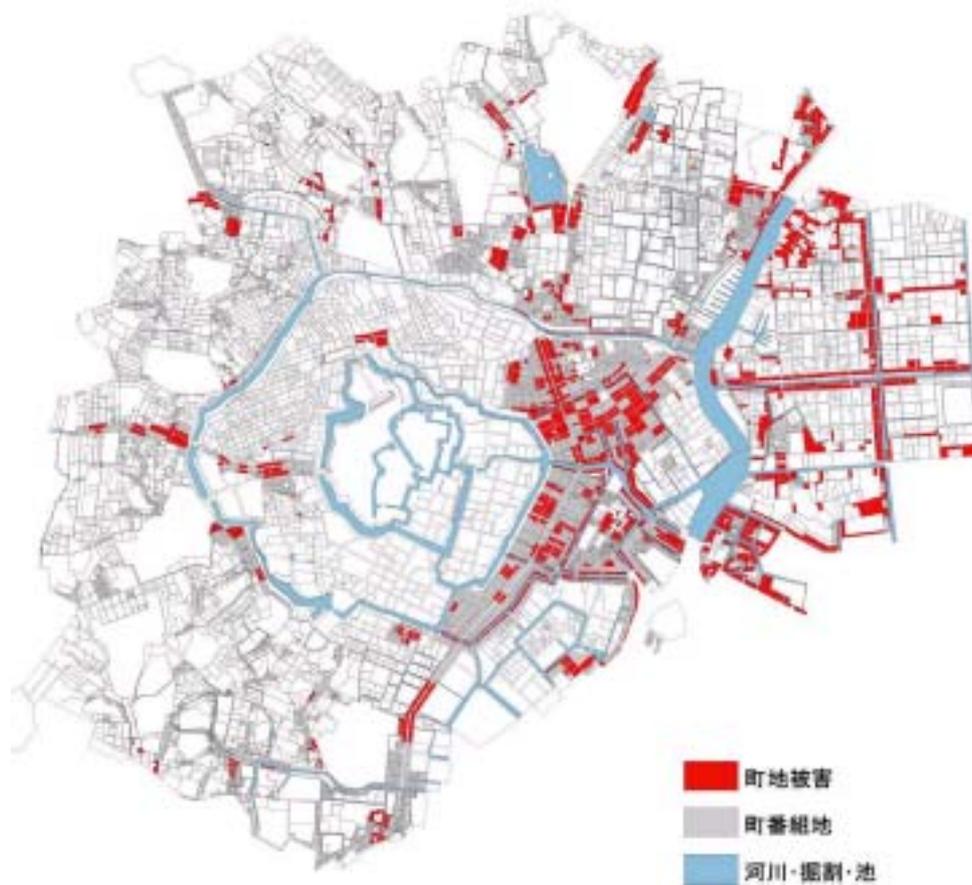


図2 - 10 町地被害図（江戸東京博物館「江戸被害地図データベース」利用）



図2 - 11 永代寺・富ヶ岡八幡辺の焼失地域
 （「安政地震焼失図」『新収日本地震史料』5巻 別巻2-2、249頁による）

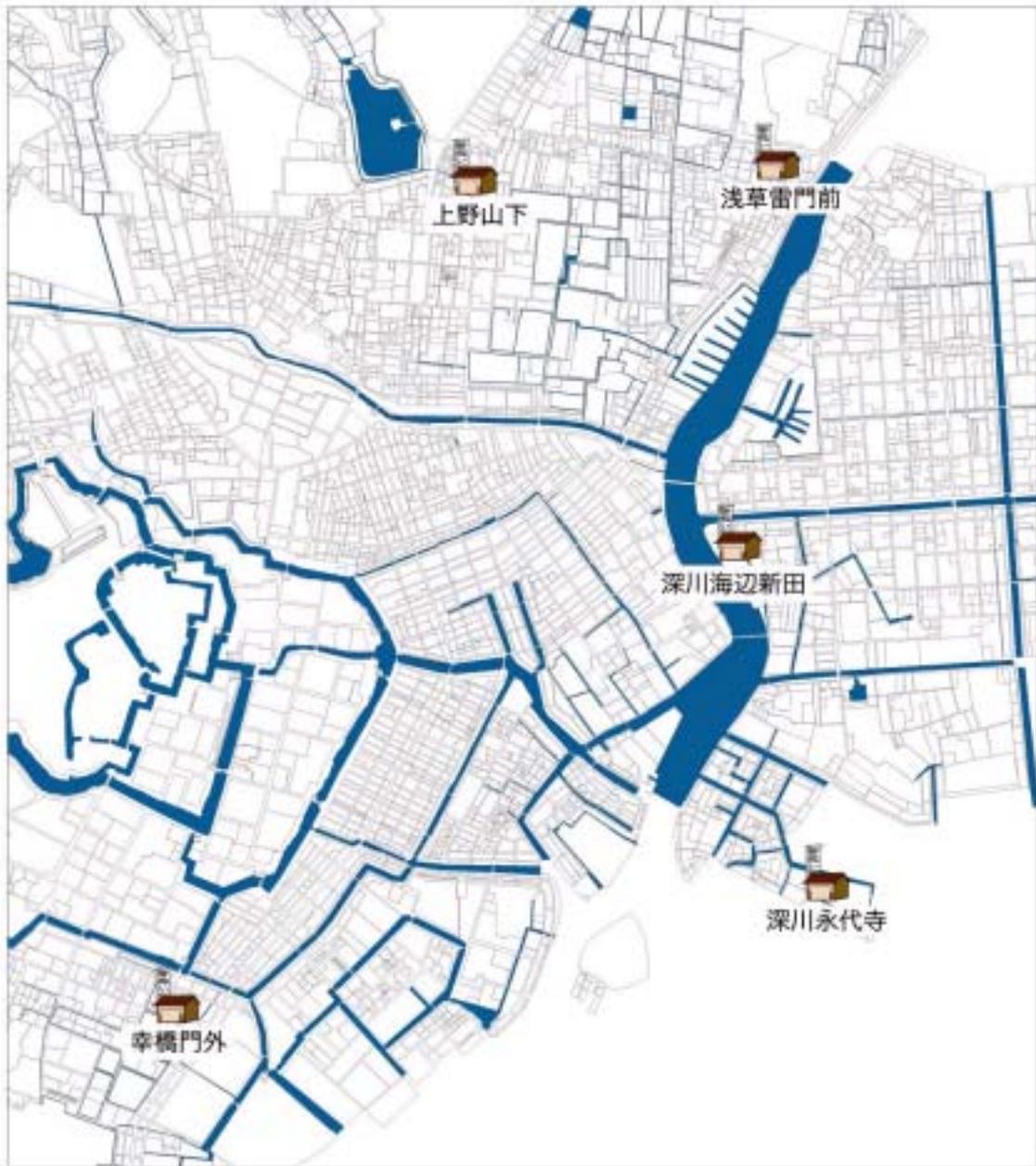


図 2 - 13 お救い小屋設置場所 (表 2 - 13 参照)



图 2 - 14 四谷見附付近玉川上水樋線原图（東京都立中央図書館所蔵）



- ① 四谷本管石樋
- ② 江戸城内への樋（本丸掛・吹上掛）分岐点
- ③ 麹町大通武家組合樋分岐点
- ④ 京橋方面までの配水本管石樋
- ⑤ 四谷見附橋掛樋

図 2 - 15 四谷見附付近玉川上水樋線トレース図

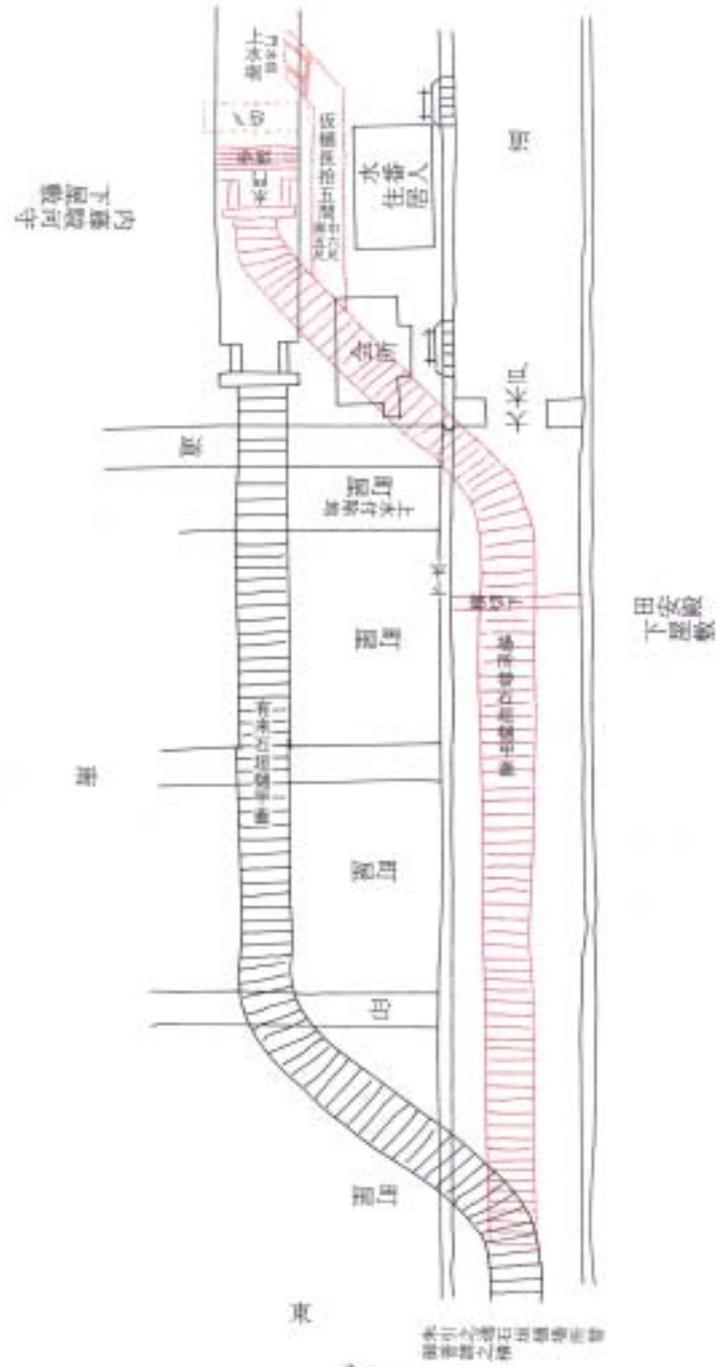


図 2 - 16 四谷万年石樋震災復旧予想図

(原図は青木家文書「江戸城外御堀絵図」、『四谷御門外橋・御堀端通・町屋敷跡』第 89 図より引用)

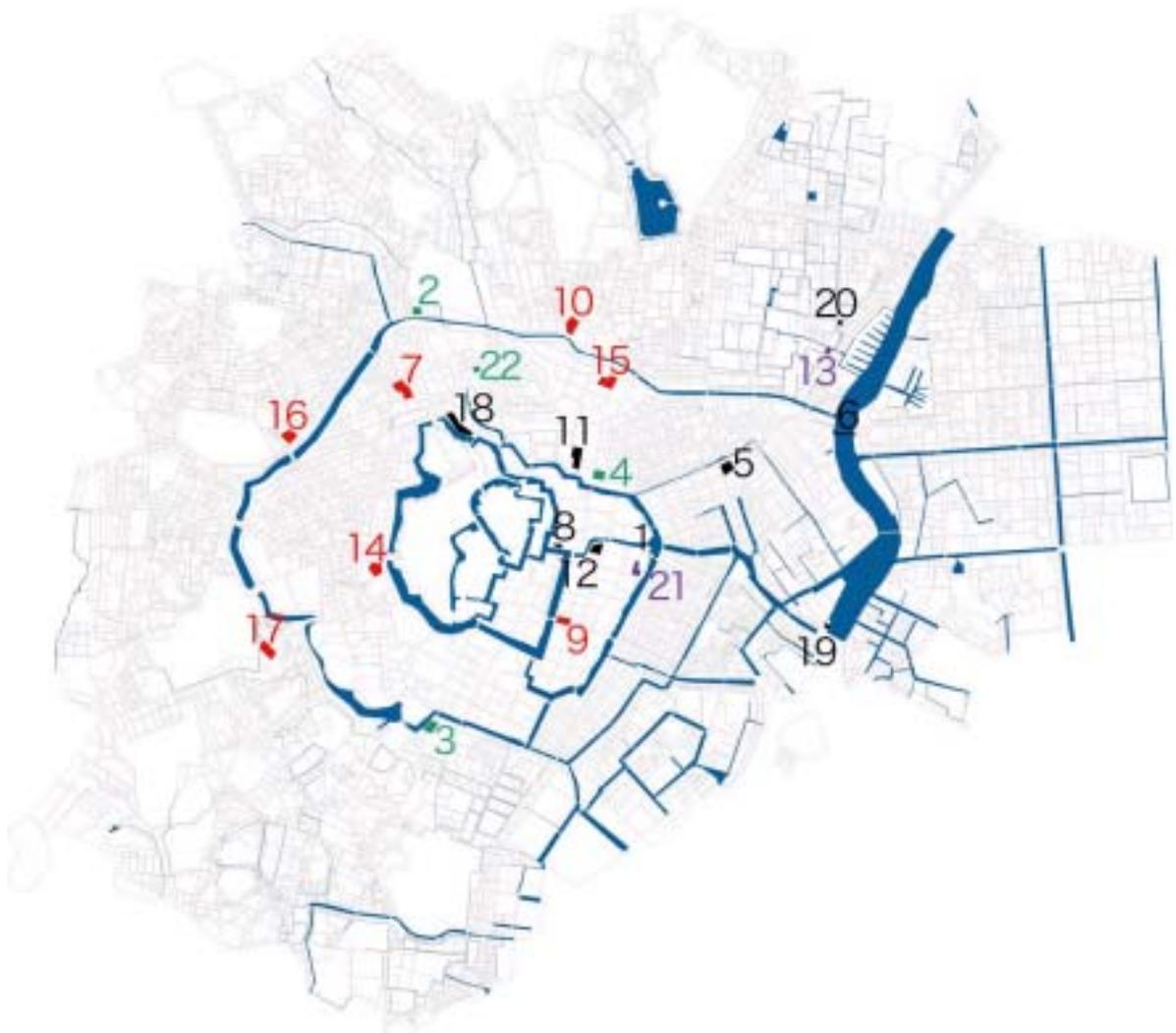


図2 - 17 修復各役所配置図(安政2 ~ 3年)
 (図中の番号は、85 頁から 86 頁の本文参照)

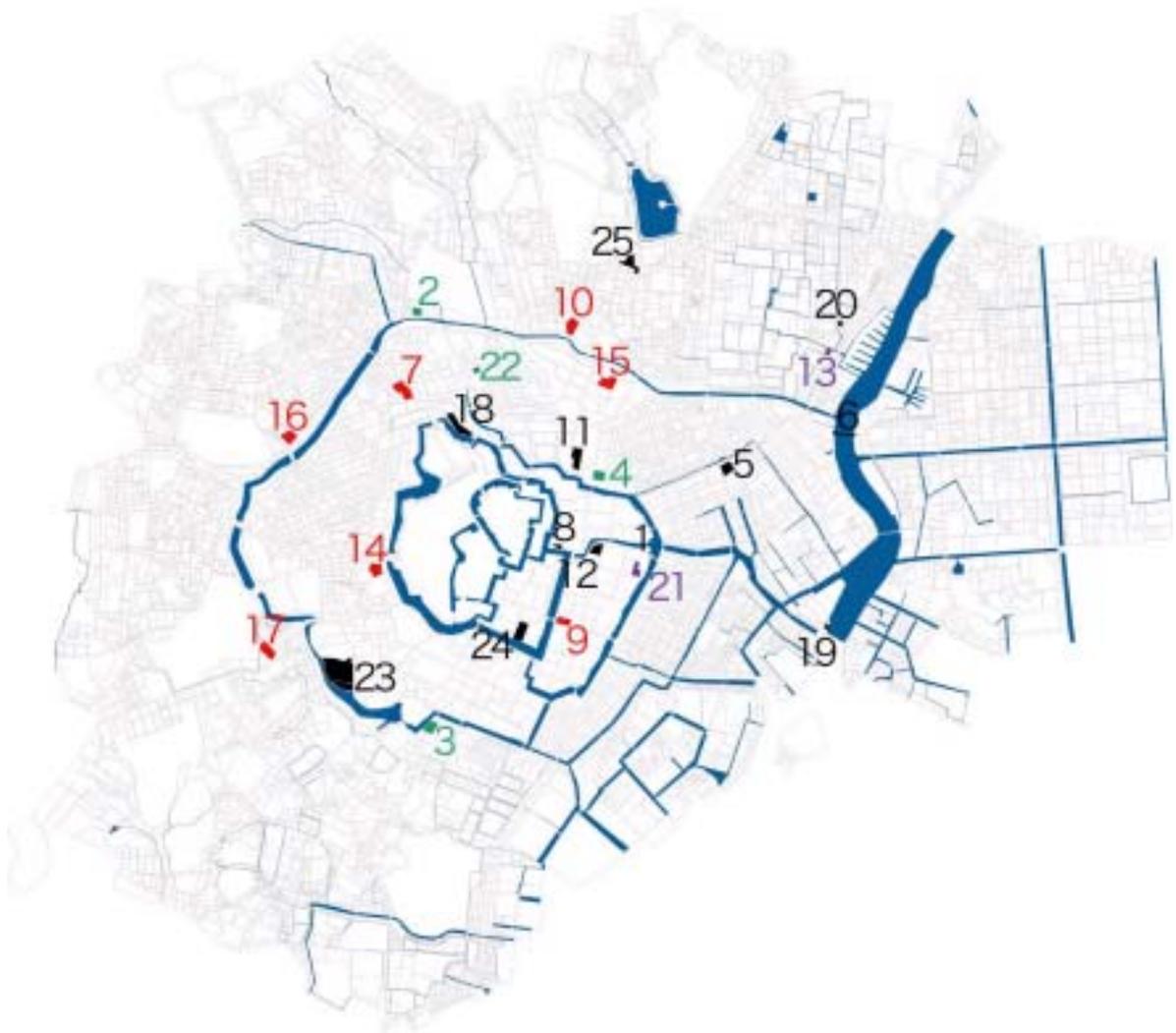


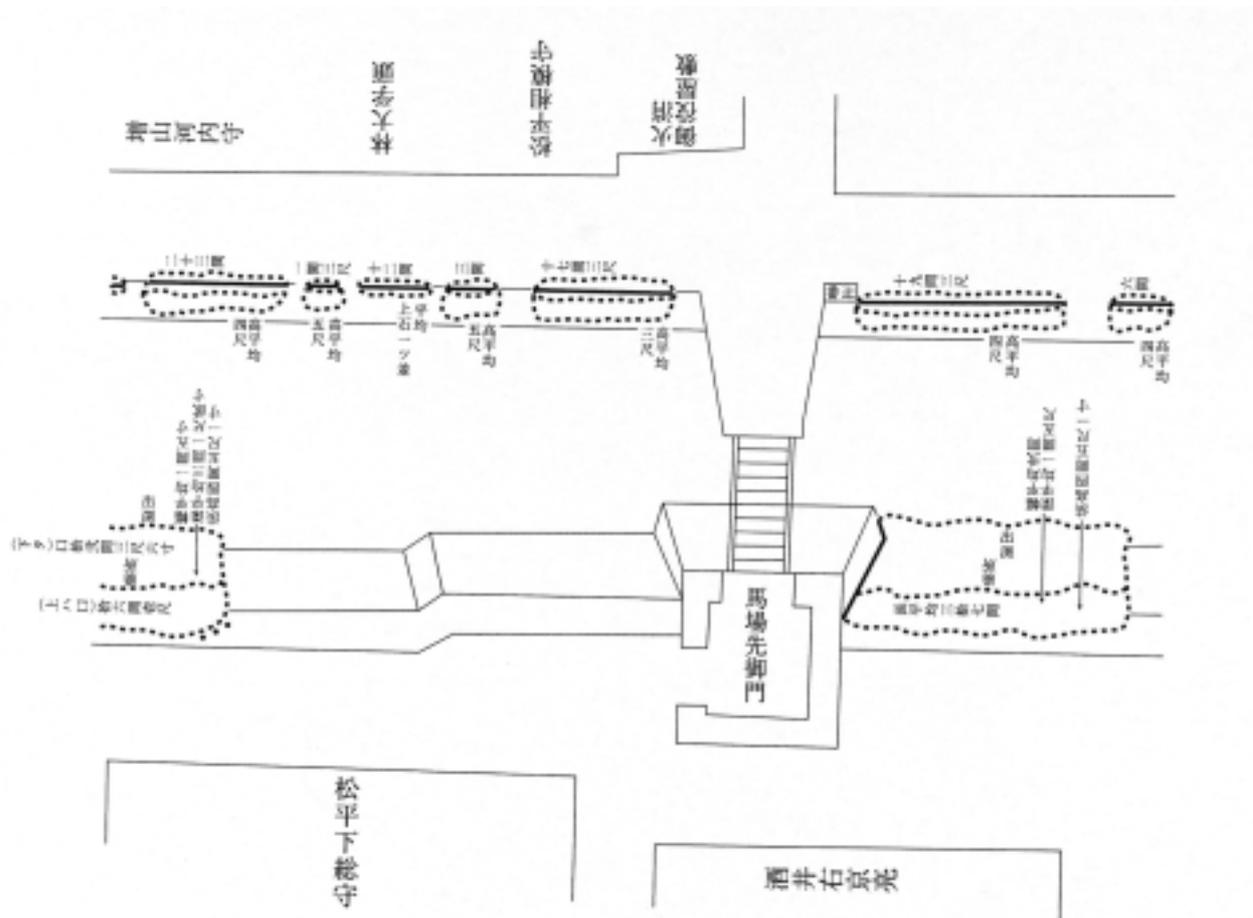
図2 - 17 修復各役所配置図（ 安政2～4年）
 （図中の番号は、85頁から86頁の本文参照）



図2 - 17 修復各役所配置図(安政2 ~ 6年)
 (図中の番号は、85 頁から 86 頁の本文参照)



図 2 - 18 修復の着手された見附門・橋



----- (原図朱書点線、崩落範囲を示す)
 ————— (原図朱書実線、修復箇所を示す)

図 2 - 19 馬場先門石垣崩落図
 (北原系子『近世災害情報論』(塙書房、2003、198 頁、図 15 引用))



写真 2 - 1 松代藩主火事羽織、火事頭巾（真田宝物館所蔵）

コラム

江戸町会所

会所とは人びとが集う場所の一般名称であるが、江戸町会所とは、寛政4年(1792)、老中松平定信の考案による窮民救済機関のことを指す。天明7年(1787)5月、米価騰貴をきっかけに発生した民衆の打ちこわし騒動への反省から生み出された民政政策の目玉のひとつである。この運営基金は、幕府からの拠出金1万両と町々の町入用金節約分の7割の年々の積金(1か年約2万2千余)を基金として、貸付運用し、その益金を元手に、下層民の救済を行うことを目的に設けられた。

町会所の活動は、

1. 飢饉の時のなどの緊急時の貧民への施し米や救済を目的とした安価な放出米、
2. 病身、身体障害、孤児など生活資金を稼ぐことができないために窮民となった者たちへの恒常的な生活扶助、
3. 貸付金の運用

以上の三本の軸が立てられた。

1. 緊急時の貧民への救済、救助のケースとして、安政江戸地震時には、遺憾なくその活動が展開された。日常的な災害であった火事のほか、米価高騰、あるいは流行風邪や麻疹流行によって多数の市民が罹患し、生活困難者が多く出た場合などに、町会所は救米の支給や価格を抑えた米の安売りを行った。救済対象者は、江戸町人50万とすると、その3分の2にあたる約30万人以上となったケースが多い。
2. 恒常的な救済は、生活困難な貧窮民に与えられるもので、名主の調査によって、その救済対象が厳選され、人数も200~300人程度の極一部の者たちに限られた。
3. 貸付金は、幕府拠出の1万両が幕府の指名するご用達町人によって貸付運営される場合と、土地を担保に貸し付けられる場合の2系統があった。後者は、主として、場末の町地を所有する小地主や場末の名主の給金を担保に貸し付けを行うもので、利殖を目的とするより、むしろ、江戸の町の間層の安定化のための資金供給機能の目的を持っていた。

また、小禄の武士が生活費の補助を目的に、幕府から与えられた町地を町人に貸すことが許されていた拝領町屋の地主(武士)にも町会所積み金が貸し付けられた。こ

れは相当額が貸し倒れとなり、幕府終焉の明治元年には、町会所貸付金の 70% を占めていた。町人相互の救済を目指して設けられた機関が、実は小禄の下級武士の救済にも利用された実態であった。

いずれにしても、町会所は、江戸の中間層以下の人びとの救済機関として機能した。なお、明治 3 年（1870）、町会所はその活動を停止、明治 5 年（1872）廃止となるが、この時点で町会所が持っていた運用基金や担保物権の総額は 60 万両以上に上った。

この旧町会所積金の処理をめぐることは、町人の積金であったため、官費への完全な吸収には抵抗があり、東京府の一時的管理を経て、結局、市民選出の委員から構成される「営繕会議所」へ託された。市中の道路、橋梁、水道などの事業資金として、旧来の救済事業の枠を越えた都市近代化の基盤事業に振り向けられることになった。（北原 糸子）

コラム

一両はいったいいくらか

この報告書は、だれにでも理解できるものを作っていくことを目標にしているので、読みにくい漢字にはルビを振る、図表や写真を使ってできるだけビジュアルなものにするなどの工夫をしているのは、全体をパラパラとめくってみれば、ご理解いただけると思う。

その一環として、当時の金額が出てきた場合、一両のまま記述するのではなく、それを \times 万円と換算していかうじゃないかということになった。

ところがこれは一筋縄ではいかない。

どうしてかというと、江戸時代の当時と今日では人びとの生活水準や物をつくる方式などが異なるし、それに対するニーズだって違う。したがって、たとえ同じものであっても比べることがひどくむずかしいのだ。

一般に行われているのは、米価とか大工の賃金とか蕎麦代とか、江戸時代と現代のどちらにも存在するもので比較するという方法で、米価では一両 = 約 4 万円、賃金では一両 = 約 30 ~ 40 万円、蕎麦代金では一両 = 12 ~ 13 万円になるとされている。(日本銀行金融研究所貨幣博物館のホームページから)

仮に、これをいまの貨幣価値で比較すると、米価でいうと 1 キログラム当たり 400 円前後だから約 100 キログラムの米が買え、賃金では標準賃金が一日当たり 17000 円だから大体 1 か月分の給料になり、蕎麦代ならば駅の立ち食い蕎麦が 400 円前後だから 300 杯くらい食べられるということになる。

すると、大工さんが 1 か月働いて、米 100 キログラムしか買えないのか？蕎麦 300 杯しか食べられないのか？ということになってしまう。

こんなことになってしまうので、当時の一両は現在のいくらかということに端的に答えることはできないのである。

そこで、あくまでも読みやすさのための換算ということで、この報告書の作成に当たっては蕎麦好きの委員が多いことから蕎麦代で換算した一両 = 12 ~ 13 万円を採用することとした。(事務局)

コラム

下りなかった反り橋

『江戸大地震末代噺の種』は、安政江戸地震による武家屋敷や町人が住む下町の災害の様態を記した文書だが、その中に遊廓の新吉原の惨状についての記述がある。

「新吉原五丁町は地震鳴動するとひとしく、娼家一同ゆり潰れ、火炎々として八方より燃出し、廓中一面の火事となる、然れば裏々の反橋を下すいとまもなく、又たまさか下さんとするものありても、反橋損じて渡す事かなはず、大門一方の出口となるゆゑ、煙にまかれ火に焼れ家に潰され――」

江戸地震による死者は、7000人から1万人ともいわれるが、うち1000人あまりは新吉原での死者であった。地震の発生は夜10時ごろだったから、遊廓はまさに歓楽のさなか、倒壊した家々からたちまち出火し、逃げまどう人びとを猛火が襲ったのである。

遊廓は堀に囲まれていて、普段の出入口は大門1か所しかない。前借りで働いている遊女が逃げ出さないように、検問を厳しくしていたからである。

しかし緊急時には、数か所あった反り橋を下ろして堀に渡し、廓内の人びとを避難させることになっていた。反り橋は、いわば緊急避難設備であった。

ところがこのときは、上の記述にあるように、反り橋を下ろすことができなかった。地震の揺れでゆがんだのか、あるいは常時使っていなかったために、破損していたり錆びついていたかもしれない。その結果、大門だけに人びとが殺到して、犠牲者を増やすことになったのである。

この故事は、まさに現代にも通じる話であろう。どんな防災施設や資機材が用意されていても、常時の点検を怠ったり、維持管理をおろそかにして、緊急時の対応を準備しておかなければ、いざというときに効果を発揮できないことを、新吉原の事例は教訓として残したのではないだろうか。(伊藤 和明)

